

自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）
成果評価会議事概要

1. 日時

平成 24 年 5 月 31 日（木）14:00～16:00

2. 場所

中央合同庁舎 4 号館 1 階 共用 123 会議室

3. 評価委員（敬称略、五十音順）

後藤 玲子	茨城大学人文学部社会科学科准教授
清水 康敬	東京工業大学監事（名誉教授）
須藤 修	東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長
中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授

4. 議題

自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）成果評価
について

5. 審議結果

自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）の成果に
ついて受託事業者からの報告を受けた後、評価委員による質疑応答が行われ、成
果評価を行った。

6. 資料

- ・資料 1 評価会開催要綱
- ・資料 2 自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）成果評価について
- ・資料 3 平成 23 年度自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）成果報告概要
- ・参考資料 自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）実施要領

7. 議事要旨

【○：評価委員、×：総務省又は受託事業者】

・資料3（平成23年度自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）成果報告概要）について説明。

- ：詳細検討対象ユースケースの選定にあたって、どのような基準で選定したのか。
- ×：件数等が多く効果が高いと想定されるもの、実現性が高いと想定されるもの、他のユースケースへの活用が有効なもの等の基準で選定している。
- ：詳細検討対象ユースケースは、マイナンバー法案で示されている事務のうちどの程度カバーしているのか。また、すべてをカバーしていなくとも、検討結果は他へも活用可能なものと考えて良いのか。
- ×：マイナンバー法案では政省令に委任されている事項もあり具体的な事務や連携情報がすべて明確になっているわけではないため、現段階では確実には言えないが、団体間連携でやり取りされることになる連携情報でいえば6割以上をカバーしている。本事業では、地方自治体の事務をパターン化した上で、各ユースケースにあてはめ業務プロセス案としているため、他のユースケースにも応用可能と考えている。
- ：現行の法制度等を前提にして検討していると思うが、制度が変わった場合に、どのような影響があるのか。
- ×：制度変更によって、連携情報の項目等には変更が生じるものと予想されるが、この場合でも今回検討した成果は活用可能と考えている。ただし、適宜見直しは必要と考えている。
- ：詳細検討対象ユースケース（No8）の災害時に関するユースケースは、条例ベースで実施する場合も想定され、一方、多くの地方自治体で共通にすることで効果が高まると思うが、どのような考えで進めたのか。
- ×：本事業では、災害時に非常に重要であると認識しつつも、まずは、どのようなことに活用できるかの観点で検討した。なお、災害時の情報連携の本人同意の必要性については、自治体毎に意見が異なった。
- ：生命、財産などに危害が及ぶ緊急時には、強制的に実施してしまうことも考慮すべきである。例えば、同意が必要な場合と不必要な場合に分けてユースケースを検討して比較しても良かったと思う。
- ：連携インターフェース機能等について、実施要領においては国と地方自治体の責任分解点についての検討があったと思うが、その結果は課題ウの成果のどこに現れているのか。
- ×：機能構成図において、情報提供ネットワークシステムに依存する部分を連携インターフェース機能、地方自治体の要件に依存する部分を中間インターフェース機能として整理した。ただし、これは本事業における仮説であるため、今後さらに議論すべき部分かと思う。

- ：団体間連携の連携情報の位置づけは、いわゆる文書なのか、それとも、データとして考えているのか。
- ×：今回は、データの位置づけとして検討した。
- ：連携情報をデータと位置付けるのであれば、認証や署名は必要ないのではないか。より簡便なデータとして位置づけ、なるべく容易に実現できるのが良いのではないか。
- ：LGWANを想定したトラフィック量の考察結果について、検討結果としては現状の回線で問題が発生する可能性があることは述べているが、もう少し踏み込んだ提言をしても良かったのではないか。
- ×：本事業においては、様々な制約もあり深く突っ込んだ検討はできなかったが、一部の自治体で細い回線を使用している事例があるため、その場合特に慎重な検討と補強の必要性があること等を述べた。
- ：団体間連携の方式として、例えば、相手先のデータベースを参照するようにし、連携情報のデータ量を減らすといった案もあると思う。そのようなところまで示すことで、今後の設計に役立てられるのではと思う。
- ×：本事業では、連携情報をデータとしてやり取りし、各業務システムに取り込むことを前提として検討した。
- ：業務プロセス案のヒアリング結果は、自治体職員に対するものであるため自動化、省力化を望むとなっているが、本人同意の必要性については利用者（住民）ニーズについても調査すべきではなかったか。
- ×：当初、社会保障・税番号制度大綱の内容をベースに検討しており、本人同意が不明確であったため、ヒアリングではすべての住民に個別に説明し同意を得ることが事務処理上現実的かなどの観点での意見があった。結果的には、法案では、別表に定める業務について、本人同意を不要とすることで整理されている。
- ：自治体クラウド推進事業としての成果としてクラウド化につなげるポイントとは何か。
- ×：本事業では、自治体クラウド有識者懇談会の方針を踏まえて、番号制度等に対応するための業務、システムの検討を行った。ただし、まずはクラウドか否かの形態の違いを意識せずに、団体間連携に何が必要かについて検討を行い、クラウドに関しては、後半で行ったクラウド環境を想定した場合の検討の中で論理的に考え得るパターンや課題等の整理している。
- ：中間標準レイアウトとの関係はどうなっているのか。
- ×：ご指摘の事業は、新旧システム間でデータ移行を行う場合の形式の検討と認識している。本事業では、マイナンバー制度等による団体間で情報連携を行う場合の、業務プロセスや機能等の仕組みの検討である。

終了評価結果

自治体クラウド推進事業 (株式会社日立製作所)

評価項目		評価委員A		評価委員B		評価委員C		評価委員D		平均	コメント
①	業務プロセス案及び連携データ項目の明確化	S	14	S	15	S	14	S	13	S (14.0)	<ul style="list-style-type: none"> 特にマイナンバー法案を考慮した見直しについて、時間的制約が厳しい中で有益な検討が行われていると思う。 的確な業務と考える。その結果が自治体いかに有効かの提示が重要と考える。 マイナンバー法に4つが関係しており、この手法によって今後応用できることを考えると高く評価できる。 今後、他のユースケースに応用する際の視点とかプロセスを明確にすることが考えられる。 災害時のユースケースについて、より深く検討を進めていただけると、より良かったと思う。
②	連携インターフェイス機能の明確化	A	14	A	14	A	14	B	11	A (13.3)	<ul style="list-style-type: none"> 的確な業務と考える。その結果が自治体いかに有効かの提示が重要と考える。 クラウド間データ連携について、もう少し検討がなされているとより良かったと思われる。 LGWANに対する負荷等は参考になると考える。 現行ネットワーク環境下でのトラフィックの検討には意味があるが、今後のネットワーク環境の在り方の提言をしていただければと思う。
③	運用検証等の有効性	A	4	A	4	A	4	A	4	A (4.0)	<ul style="list-style-type: none"> 自治体のニーズを踏まえて有用なユースケースが選定され、有効な検証がなされていると思う。 現行法規を前提とする限りは妥当と考える。 機能・透明性・迅速性・利便性を重視する観点から検討することが重要であり、現行法令等を前提とするものと法令改正を前提とするものの2つのシナリオを比較検討してほしい。 課題をどう解決するか。一層の具体化を図りたい。
④	事業の効率性	S	5	B	3	A	4	A	4	A (4.0)	<ul style="list-style-type: none"> この事業成果をもって効率性を明確に評価するのは難しい。
⑤	総合評価	S	9	S	9	S	9	A	8	S (8.8)	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に、大綱のユースケース、マイナンバー法案、地域情報プラットフォーム関連事業の成果、自治体のニーズと実態などをきちんと踏まえた検討がなされていると思う。 自治体間の業務データ連携を推進するために非常に重要な成果である。 現行法規・現行業務を前提とするのではなく、ICTを梃子にして現行法令・業務の改革を促すという視点をもって取り組んでいたならば、より有益なものになったのではないと思う。 現行法規・現行条例・現行施行令等を前提とするシステム案と、機能、運用、運用費用低減をアウトカムとして設定したシステム案とを比較できるような結果がほしかった。そうすれば、どのように政省令、条例を策定すべきか大きな示唆を与えることができると思う。
合計(50点満点)		S	46	S	45	S	45	A	40	A 44.0	

【評価の基準(総合評価)】

S	非常に優れている	45~50
A	優れている	35~44
B	普通	25~34
C	やや劣っている	15~24
D	劣っている	0~14

自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）の 成果に関する評価会 開催要綱

1 目的

平成23年度「自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）」（以下「自治体クラウド推進事業」という。）成果の評価等について、専門的かつ中立的な見地から意見を聴取するため、外部専門家等で構成される評価会を開催する。

2 事務

評価会は、以下の各事項について、総務省に対して意見を述べることを事務とする。総務省は、評価会の意見を参考にするものとする。

3 評価会の構成

- (1) 評価会は、総務省が外部の専門家及び有識者から選定する評価委員（以下「評価委員」という。）により構成する。
- (2) 評価委員は別紙1のとおりとする。
- (3) 評価委員の任期は、承諾書の提出があった日から平成24年6月30日までとする。
- (4) 前項の規定に関わらず、総務省が必要と認めるときには、別に期間を定めることができる。
- (5) (3) 及び (4) の規定に関わらず、評価委員本人の申し出に基づき評価会への参加期間の短縮又は参加の辞退ができるものとする。
- (6) (3) 及び (4) の規定に関わらず、評価委員としての任務遂行に十分な能力を有していないと認められる場合、あるいは、社会的な規範に照らして不適切な資質や行為が明らかになった場合など、評価委員に相応しくないと合理的・客観的に判断される場合に限り、特に本人の了解を得ずとも、総務省は、評価委員の評価会への参加を取り消すことができるものとする。

4 評価委員に対する遵守規定

- (1) 評価委員は、別紙2に掲げる利害関係にある事業受託者（以下「利害関係者」という。）の事業成果の評価を、原則として行うことはできない。ただし、評価委員が利害関係者の事業成果を評価することについて、総務省がその公平性を認める場合にはこの限りではない。

- (2) 評価委員は、評価会以外の場合、他の評価委員や受託者に対し、情報あるいは示唆を与えるような直接的な働きかけ又は間接的な働きかけを一切してはならない。
 - (3) 評価委員は、本項(1)又は(2)の規定に抵触する行為を行うおそれがあるときは、速やかに庶務担当に報告しなければならない。
 - (4) 評価委員は、評価委員として知り得た秘密を漏らしてはならない。評価委員を辞した後も同様とする。
 - (5) 評価委員は、評価の過程で知り得た他人の着想等及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを行ってはならない。評価委員を辞した後も同様とする。
 - (6) (1)から(5)までの規定に違反が認められた場合、総務省は評価委員の評価会への参加を取り消すことができる。
 - (7) 前項に加え、その内容が著しく悪質と認められる場合、総務省はその経緯等に関する情報を公開することができる。
- 5 自治体クラウド推進事業の事業成果の評価における会議等の公開について
- (1) 会議の議事は公開とする。また、議事概要を事後速やかに公表する。
 - (2) 配布資料その他の関連資料は原則事後速やかに公表する。ただし、評価委員が協議し、必要と認めるときはこれを公表しないものとすることができる。
 - (3) 上記(2)により公表しないものとした配布資料その他の関連資料は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき取り扱う。
- 6 その他
- (1) 評価会の庶務は、総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室が行う。
 - (2) その他必要な事項は、評価会において別に定める。

平成23年度地域情報プラットフォーム活用推進事業
に関する評価会 評価委員名簿

(敬称略、五十音順)

後藤 玲子	茨城大学人文学部社会科学科准教授
清水 康敬	東京工業大学監事 (名誉教授)
須藤 修	東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長
中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授

利害関係にある事業受託者とは次の者をいう。

- 1 評価委員が参画する事業を受託した者
- 2 評価委員が実施又は関与する事業と市場において直接競合することが自明である者
- 3 評価委員が所属する組織（学術機関にあつては同じ部署）又は密接に関係する組織と市場において直接競合することが自明である者
- 4 評価委員と事業責任者、代表責任者又は実施責任者が以下の関係である者
 - （1）同じ組織（学術関係にあつては同じ部署）又は機密に関係する組織に属する場合
 - （2）債権債務関係
 - （3）六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族
- 5 前各号の他、評価委員が自ら密接な利害関係にあると判断する者

自治体クラウド推進事業
(団体間の業務データ連携に係る検討・実証)
成果評価について

1 評価の基準

評価の指標は10段階とし、各段階における評価の基準については表1の考え方を基本とする。

表1 成果評価の指標 および 基本的な考え方<項目別評価、総合評価>

評価の基準	評価の指標		備考
	項目別	総合 (50点満点)	
非常に優れている (S)	9割以上	45~50	評価の判定理由の欄には、評価基準に照らし、左記の評価を行った理由を簡潔に記載する。
優れている (A)	7割以上	35~44	
普通 (B)	5割以上	25~34	
やや劣っている (C)	3割以上	15~24	
劣っている (D)	3割未満	0~14	

なお、評価項目ごとの評価の観点及び基準については、表2のとおりとする。

表2 各評価項目の評価の観点及び基準について

評価項目	評価基準	配点
① 業務プロセス案及び連携データ項目の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大綱のユースケースの整理及び詳細検討対象ユースケースの選定は的確であったか。 ・ 現状業務分析、業務プロセス案、連携データ項目等は明確になっているか。 ・ 検討結果は、地方自治体等にとって有効なものとなっているか。 	15点
② 連携インターフェース機能の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携インターフェースについて必要な機能がもれなく洗い出されているか。 ・ 各機能について十分な検討がなされ、機能要件が明確になっているか。 ・ トラフィック量の考察及びクラウド環境下での利用を想定した検討は的確なものであるか。 ・ 検討結果は、地方自治体等にとって有効なものとなっているか。 	15点
③ 運用検証等の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用検証の手法及びユースケースの選定は的確であったか。 ・ 運用検証の成果及び問題点は明確になっているか。 ・ 検証結果は、地方自治体等にとって有効なものとなっているか。 ・ 今後に向けた課題は十分に明確化され整理されているか。 	5点
④ 事業の効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施した事業内容に照らして、使用した事業経費が的確であったか（費用対効果）。 	5点
⑤ 総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①～④の評価内容を総合的に勘案して、有益性を評価する。 ・ 以上の項目では評価が困難な内容についても、併せて評価する。 	10点
合計		50点

平成23年度 自治体クラウド推進事業 (団体間の業務データ連携に係る検討・実証)

成果報告書概要

平成24年 3月

平成23年度 自治体クラウド推進事業 「団体間の業務データ連携に係る検討・実証」について

概要

クラウド環境下において、自治体が様々な団体との間で円滑な業務データ連携を実現できる環境を整備していくため、地方自治体の協力も得ながら、連携データ項目や連携機能・方式等の検討・実証を実施した。

(1) 業務の分析

社会保障・税に関わる番号制度(以下、「マイナンバー制度」という。)のユースケース等について、地方自治体の業務プロセスの現状分析を行い、業務プロセス案を検討した。

(2) 連携データ項目等の分析

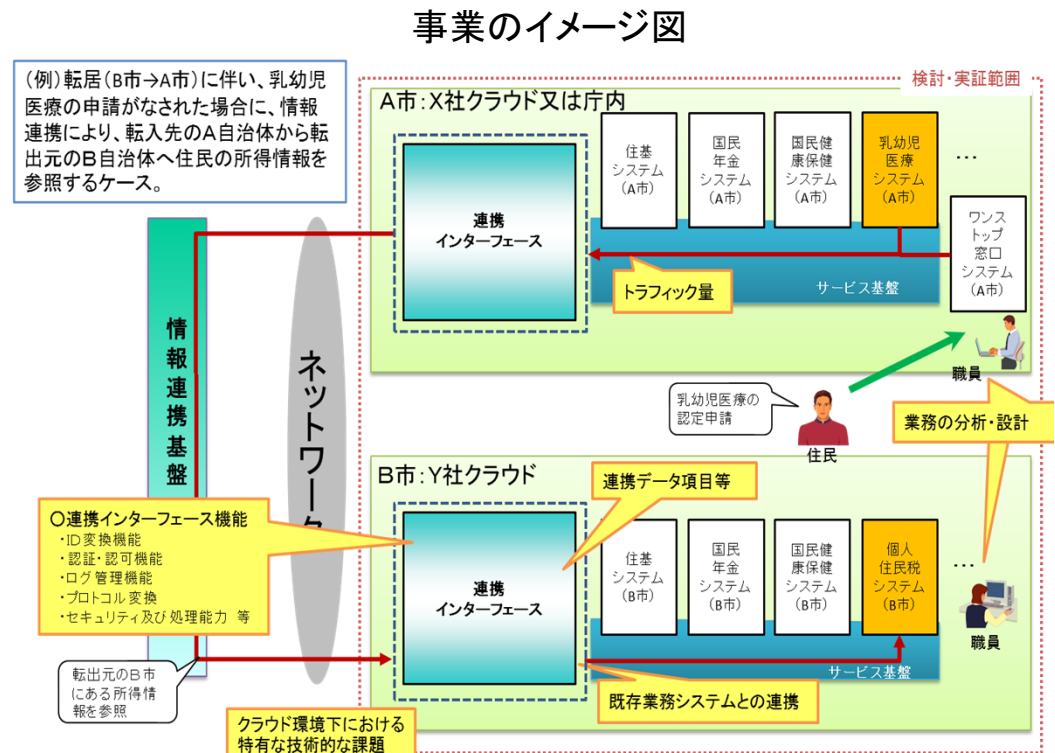
ユースケースについて、「地域情報プラットフォーム標準仕様書」をベースに、データ項目、データフォーマット等を分析した。

(3) 連携インターフェース機能等の検討

(1)及び(2)並びに政府の情報提供ネットワークシステムについての検討内容等を踏まえつつ、連携インターフェース機能等(地方自治体の業務システムが情報提供ネットワークシステムと連携するために必要な機能)の在り方を検討した。

(4) 運用検証

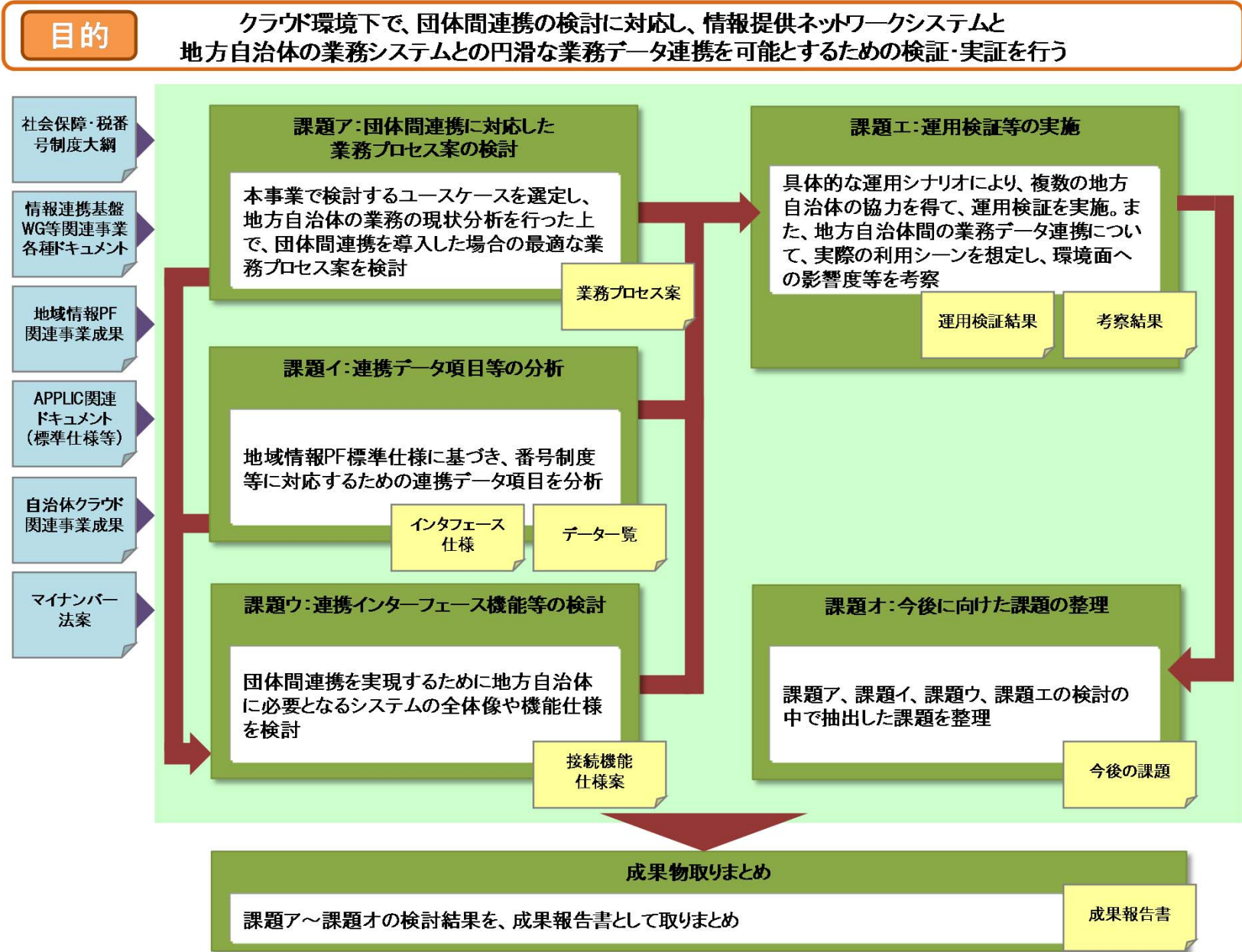
(1)～(3)の検討を踏まえつつ、運用面におけるポイントとなる事項について、運用検証を実施した。



目次

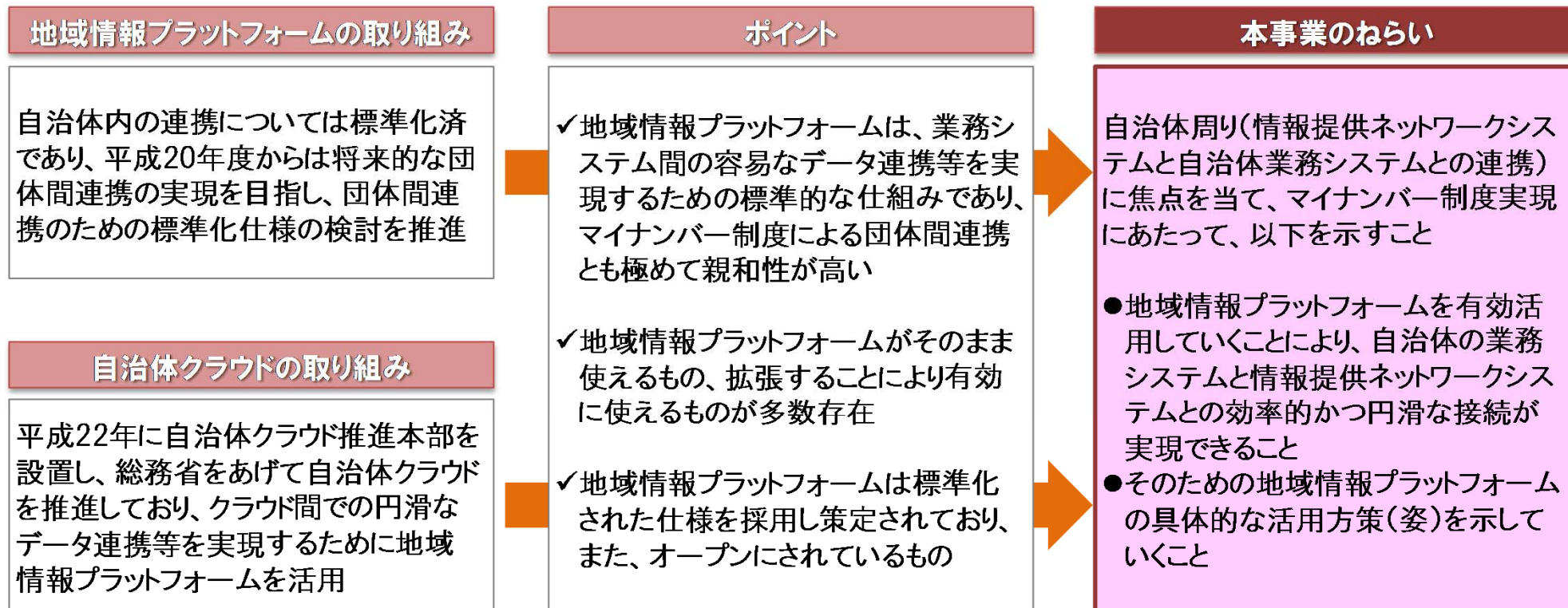
章	章名	対応課題	ページ
第1章	本事業の概要	—	3
第2章	団体間連携に対応した業務プロセス案の検討	課題ア	6
第3章	連携データ項目等の分析	課題イ	13
第4章	連携インターフェース機能等の検討	課題ウ	18
第5章	運用検証等の実施	課題エ	30
第6章	マイナンバー法案等を考慮した業務プロセス案の見直し	—	36
第7章	今後に向けた課題の整理	課題オ	40
第8章	本事業のまとめ	—	45

1-1. 本事業の全体像

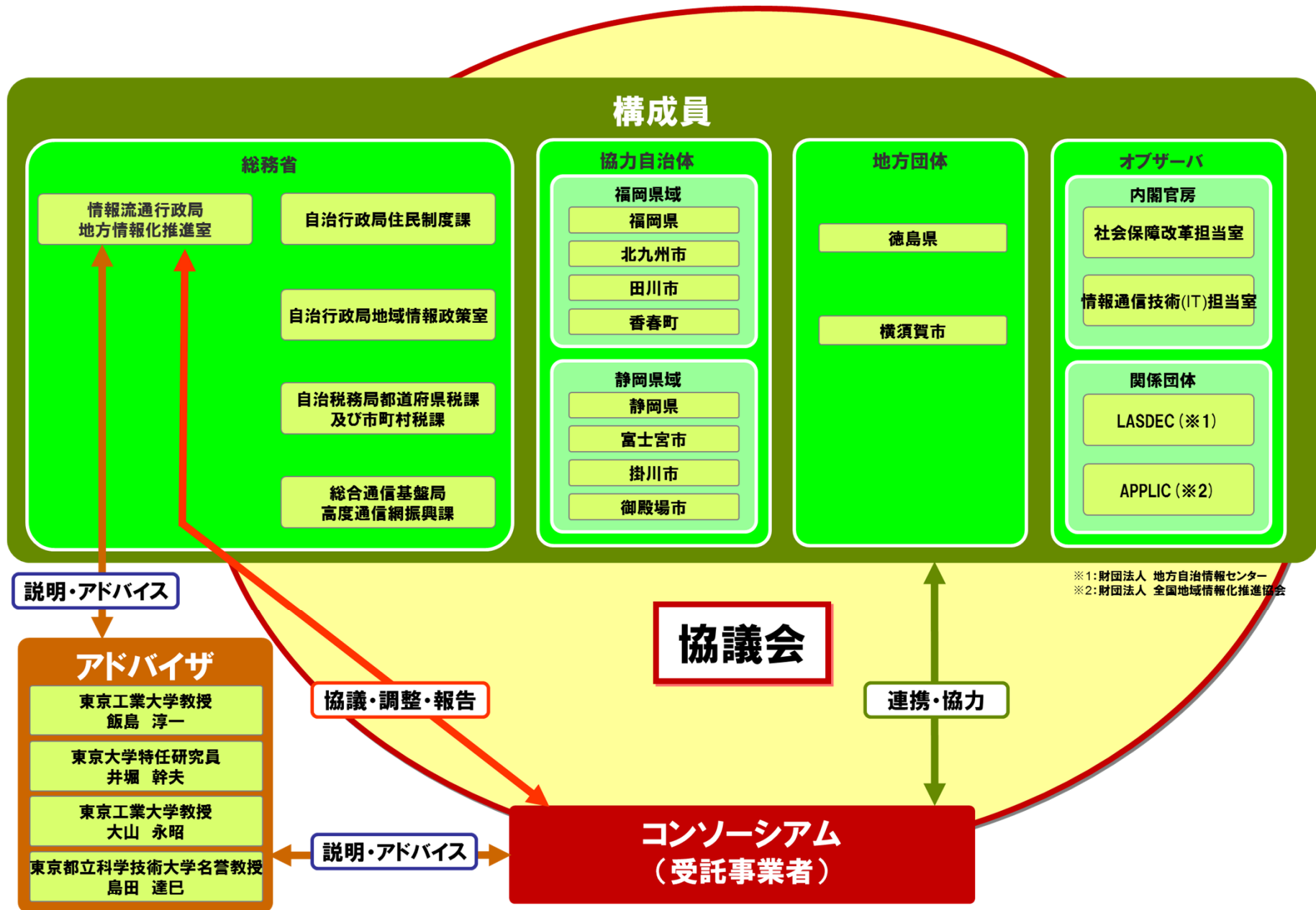


1-2. 本事業実施にあたっての考え方

- 本事業は地域情報プラットフォームを活用した団体間連携実現のための取り組みの延長線にある事業であり、地域情報プラットフォームを有効に活用して検討を推進した。



1-3. 本事業の実施体制



2-0. 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討の進め方

検討内容

社会保障・税番号制度大綱(以下、「大綱」という。)の記載内容より整理したユースケースについて、現状業務の分析を行い、その上で団体間連携実現時の姿を業務プロセス案として検討した。現状業務の分析内容、業務プロセス案の検討内容については協力自治体への確認を行い、それぞれ内容の精査を行った。

進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
2-1	大綱のユースケースの整理	大綱に記載されたユースケースについて、業務整理表、概略フロー、情報連携の対象業務組合せ図、情報保有者の整理表を作成した上で、協力自治体での確認結果を踏まえて精査した。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務整理表 ・概略フロー ・情報連携の対象業務組合せ図 ・情報保有者整理表
2-2	詳細検討対象ユースケースの選定	大綱に記載されたユースケース及び平成22年度地域情報プラットフォーム活用推進事業で策定したユースケースの中から、効果、実現性、一部実施可能性の観点で、詳細検討対象ユースケースの候補を抽出した。さらに、協力自治体での確認結果を踏まえて詳細検討対象ユースケースを選定した。	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細検討対象ユースケース
2-3	現状業務の整理	詳細検討対象ユースケースについて、現状業務内容を整理した上で、協力自治体へのヒアリングを実施し内容を精査した。また、現状業務量調査を実施した。なお、ヒアリングにあたっては、結果の偏りを防ぐため、各ユースケースについて複数の協力自治体に対して行うこととし、対象団体は静岡県・福岡県それぞれから選定した。	<ul style="list-style-type: none"> ・現状業務フロー ・現状業務量調査結果
2-4	業務プロセス案等の検討	詳細検討対象ユースケースについて、現状の業務整理の結果等を踏まえ、団体間連携に対応した業務プロセス案を作成した上で、協力自治体へのヒアリングを実施し内容を精査した。なお、ヒアリングの対象については現状業務の整理と同様とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・次期概略フロー ・業務プロセス案

2-1. 大綱のユースケースの整理

大綱からのユースケースの抽出

- 大綱の「第2 基本的考え方」の「2. 番号制度で何ができるか」に、「(1)よりきめ細やかな社会保障給付の実現」等の6つのカテゴリーに分けて、番号制度等により実現が想定される制度等が記載されている。そこで、ここに記載された制度をユースケースとして抽出した。

大綱の「2. 番号制度で何ができるか」

ユースケースの抽出

大綱の「2. 番号制度で何ができるか」		ユースケースの抽出			
		No	カテゴリー	ユースケース	
<p>(1)よりきめ細やかな社会保障給付の実現 ① 社会保障の各制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度(仮称)」の導入 ……</p> <p>(2)所得把握の精度の向上等の実現に関するもの 法令又は条例に基づき税務当局が行う国税・地方税の賦課・徴収に関する事務(申告書の処理、調査等)に「番号」及び法人等に付番する番号(第3XⅢに規定するもの。以下「法人番号」という。)を活用する。…</p> <p>(3)災害時の活用に関するもの ① 災害時要援護者リストの作成及び更新 ……</p> <p>(4)自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの …… ・自己の過去の税務申告や納付履歴に関する情報 ……</p> <p>(5)事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの ① 添付書類の削減等 …… ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業による医療の給付申請に関する手続 ……</p> <p>(6)医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの ① 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できるようになる。 ……</p>		1	(1)	→ 社会保障の総合合算制度の導入	
			2		高額医療・高額介護合算制度の現物給付化 ……
			13	(2)	→ 税務当局による名寄せ・突合
			14	(3)	→ 災害時要援護者リスト作成手続の効率化 ……
				(4)	→ ……
			22		→ 税務や納付に関する情報提供 ……
			(5)	→ ……	
		32		→ 小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化 ……	
		33	(6)	→ 引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎ ……	
		65		→ 保険証のICカード化	

2-2. 詳細検討対象ユースケースの選定

大綱からの詳細検討対象ユースケース候補の選定

- 大綱のユースケースについて、効果、実現性、一部実施可能性の観点で評価を実施し、以下の8つの詳細検討対象ユースケース候補を選定した。

No	詳細検討対象ユースケース候補	No	詳細検討対象ユースケース候補
1	児童扶養手当に認定申請における手続の効率化	5	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化 (都道府県で実施)	6	国民年金の裁定請求の効率化
3	税務や納付に関する情報提供	7	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎ
4	確定申告時の自己情報の情報提供	8	乳幼児健診履歴等の把握による児童虐待等の早期発見

平成22年度地域情報PF事業からの詳細検討対象ユースケース候補の選定

- より幅広く地方自治体業務を検討できるよう平成22年度地域情報プラットフォーム活用推進事業で整理したユースケースからも、以下の5つの詳細検討対象ユースケース候補を選定した。

No	詳細検討対象ユースケース候補	No	詳細検討対象ユースケース候補
1	滞納者の資産等照会の効率化	4	不動産の登録作業の効率化
2	受給者の所得情報照会の効率化	5	土地家屋異動通知に係る作業の効率化
3	退職に伴う国民年金の業務(経由事務)の削減		—

2-2. 詳細検討対象ユースケースの選定

- 大綱のユースケース及び平成22年度地域情報プラットフォーム活用推進事業のユースケースから、最終的に8つのユースケースを詳細検討対象ユースケースとして選定した。

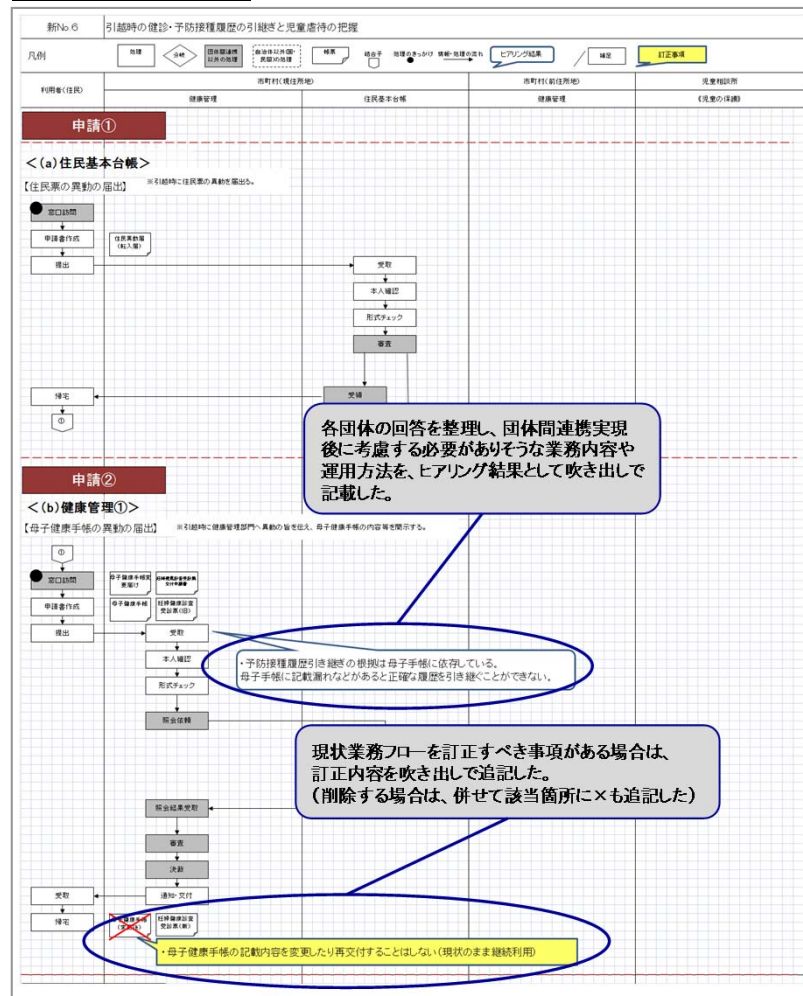
新No	詳細検討対象ユースケース	ユースケースの概要
1	児童扶養手当に認定申請における手続の効率化	児童扶養手当の認定手続において、処理に必要な情報を他組織から直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。
2	生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)	生活保護の申請手続において、処理に必要な情報を他組織から直接参照する。また、現状では紙等で行っている組織間の連携を電子で行う。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。
3	税務に関する情報提供(税額、納付状況、申告に必要な情報など)	住民がポータルにログインし、自身に関する、税額、納付状況、控除に関する情報などの各種情報を参照する。
4	小児慢性特定疾患の医療給付手続の効率化	小児慢性特定疾患の医療給付手続において、添付書類の代わりに他組織から所得などの情報を直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。
5	国民年金の裁定請求の効率化	国民年金の老齢基礎年金の年金請求手続において、添付書類の代わりに他組織から情報を直接参照する。参照した情報等をもとに審査等を行い、結果を住民に通知する。
6	引越時の健診・予防接種履歴の引継ぎと児童虐待の把握	引越しに際して、引越前の市町村での健診や予防接種の受給状況を、引越後の市町村で引き継ぎ、必要に応じて住民に勧奨を行う。 さらに、児童相談所が健診や予防接種の受診状況を把握し、児童虐待の早期発見に活用する。
7	不動産に関する業務の効率化	法務局からの連絡や、市町村と都道府県の間での連絡など、現状では紙等で行っている組織間の連携を電子で行う。また、住民の状況をもとに、不動産取得税が軽減される住民を把握し、申告の勧奨を行う。
8	災害時の住民の状況把握や手続の効率化	被災地(住所地)から離れた市町村に避難している場合でも、情報を連携することで迅速に避難者の状況を把握できる。最新の所在地や被災状況を把握し、被災者の状況に応じて適切なお知らせなどを送ることが可能になる。義援金や税の免除、保険証の再発行などの申請・届出を、避難先の市町村でまとめて行えるようにする。

2-3. 現状業務の整理

現状業務フロー

- 8つの詳細検討対象ユースケースそれぞれについて、業務マニュアル等に基づいて現状の業務の流れを現状業務フローとして整理した。また、協力自治体にヒアリングを実施し、団体間での業務の相違や、団体間連携実現の際に考慮すべき事項等を整理した。

現状業務フロー



現状業務フローヒアリング結果

該当する業務/組織	児童扶養手当/市町村	該当する手続	児童扶養手当の認定申請
該当するユースケース	新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化		
No.	処理	確認事項	A市:ヒアリング回答 B市:ヒアリング回答 C市:ヒアリング回答 ①②④ ①②④ ①②④
1	受取	<p>③ 申請者氏名</p> <p>④ 申請者氏名</p> <p>⑤ 添付書類の有無</p> <p>⑥ その他(※具体的な内容をご回答ください)</p> <p>⑨ よく分からない(判断できない)</p>	<p>⑧ 申請書の写し等を持ってから申請する必要があるため、申請内容の信頼性が高い。それゆえ、本人確認を写真付き身分証の確認などまでは行っていない。</p>
2	本人確認	<p>⑧ 申請者の本人確認は、どのような作業を行っているか。</p> <p>⑨ 運転免許証等の公的な身分証明書(写真付き)で確認をしている</p> <p>⑩ 健康保険証等の公的な身分証明書(写真なし)で確認をしている</p> <p>⑪ 口頭での確認のみ</p> <p>⑫ 本人確認は不要</p> <p>⑬ その他(※具体的な内容をご回答ください)</p> <p>⑭ よく分からない(判断できない)</p>	<p>⑧ 相談票に、本人、子ども、元配偶者、同居家族の名前を書いてもらったものを確認している。</p>

ヒアリングでの「確認事項」を記載した。

や申請番号

③ 受取担当者氏名

④ 申請者氏名

⑤ 添付書類の有無

⑥ その他(※具体的な内容をご回答ください)

⑨ よく分からない(判断できない)

団体ごとのヒアリング結果を横並びで併記した。

団体の回答が、一致か不一致かを記載した。

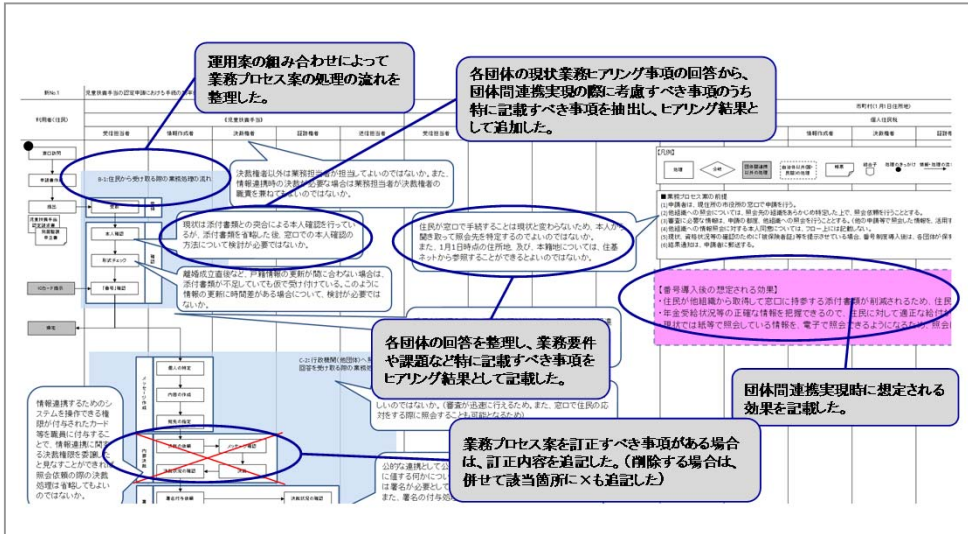
団体間連携実現に際して考慮すべき事項がある場合にその内容を記載した。

2-4. 業務プロセス案等の検討

業務プロセス案

- 8つの詳細検討対象ユースケースそれぞれについて、団体間連携実現時の姿として、住民の利便性や行政業務の効率化の面から住民と職員の双方にとってより望ましい姿となるよう業務プロセス案を作成した。また、協力自治体にヒアリングを実施し、団体間での業務の相違や、業務プロセス案実現に向けての課題等を整理した。

業務プロセス案



業務プロセス案ヒアリング結果

該当する業務/組織	児童扶養手当/市町村	該当する手続	児童扶養手当の認定申請						
該当するユースケース	新No.1 児童扶養手当の認定申請における手続の効率化								
No.	区分	確認事項	A市:回答	B市:回答	C市:回答	回答の一致/不一致	業務要件	業務要件として採用した理由	課題
1	(業務プロセス案の前提)	1月1日住所地、本籍地の把握方法について、どのような方法が適切かと考えるか。 ①住基、戸籍(戸籍の附票)を参照することで把握 ②本人に申請時、 ③本人に申請時、 ④その他(※具体的な内容を記載してください)	①②	①②	①	一致	①②	①② 住民が窓口で手続することにより、本人が電話等で照会先を特定するものでない。また、1月1日時点の住所地及び、本籍地については、住基データから参照することができる。ただし、住基データから参照することができない場合は、住民が窓口で手続することにより、本人が電話等で照会先を特定するものでない。	
2	年金受給情報の照会先検索の特定制度	申請者の年金情報を照会先に、どのように照会を行うことが適切かと考えるか。 ①加入している年金を本人に申請時に申し出てもう ②各種年金保険者に照会を行う ③その他(※具体的な内容を記載してください) ④よく分からない(判断できない)				一致	①	新規の年金情報は、現状でも本人からの聞き取りで把握しているため、本人の申し出で把握可能と考える。併付書類を電子で提出する際に、併付書類を電子で提出する。	業務プロセス案の実現に向けて課題として検討すべき事項を記載した。

ヒアリングでの「確認事項」を記載した。

団体ごとのヒアリング結果を横並びで併記した。

団体間の回答が一致か不一致かを記載した。

ヒアリング結果より整理した業務要件を記載する。不一致があった場合に、異なる回答から業務要件として採用した内容と、その理由を記載した。

2-4. 業務プロセス案等の検討

業務プロセス案ヒアリング結果

- 業務プロセス案についてヒアリングを行った結果、セキュリティや個人情報保護等を適切に担保した上で、業務効率化を実現するための自動化・省力化が望まれていることが判明した。

主なヒアリング結果

- 法制度で規定できれば、情報連携に関する本人同意は不要としてよいのではないか。
- 業務や情報の内容、対象者の状況(DV等の場合)に応じて手動での処理に切り替えることができれば基本的には応答時のメッセージ作成は自動化できるのではないか。
- 情報の送信時の署名付与は必須だが、付与する処理は自動化できるのではないか。
- 照会依頼時は単件即時決裁を行わなくてもよいのではないか。そうすれば、照会結果を得るまでの時間が短縮できるのではないか。
- 照会応答時は単件即時決裁を行わなくてもよいのではないか。そうすれば自動応答も可能となる。
- 情報の受信時の検証(送信元団体や送信元職員の職責の確認)は自動化できるのではないか。

3-0. 連携データ項目等の分析の進め方

検討内容

8つの詳細検討対象ユースケースについて、地域情報プラットフォームの成果を活用し、団体間で流通する連携情報や連携データ項目等の分析を行い、団体間のインタフェースを整理した。

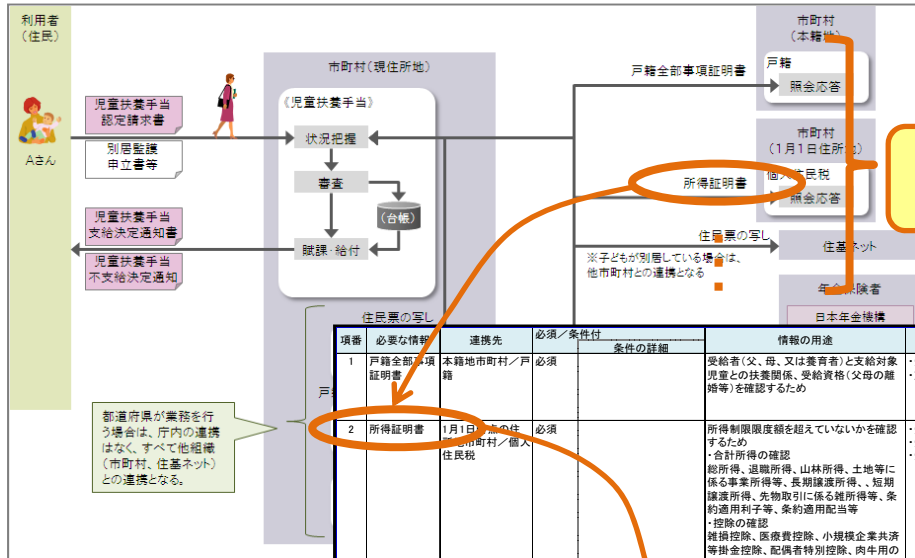
進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
3-1	ユースケース別の連携データ項目案等の作成	8つの詳細検討対象ユースケース上に現れる情報について、「課題ア」の検討結果と地域情報プラットフォームの成果等を踏まえて連携情報案、連携データ項目案を作成し、協力自治体に確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユースケース別の連携情報案 ・ユースケース別の連携データ項目案
3-2	ユースケース別の連携データ項目等の整理	協力自治体の確認結果を踏まえて、作成した連携データ項目案等を見直した。協力自治体間で回答に差異がある場合は、必要最小限のインタフェースを定めるべく検討し、ユースケース別に団体間で統一した連携情報、連携データ項目となるよう整理した。整理した結果を再度協力自治体に確認し、ユースケース別の連携情報、連携データ項目としてまとめた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユースケース別の連携情報 ・ユースケース別の連携データ項目
3-3	ユースケース横断の連携データ項目等の整理	ユースケース別に整理した連携データ項目等を、8つの詳細検討対象ユースケースで横断的に整理した。各ユースケースで同一の情報がある場合は集約し、各情報の中でユースケース別に必要なデータ項目を整理した。	<ul style="list-style-type: none"> ・連携情報(全体) ・連携データ項目(全体)
3-4	インタフェース仕様・データ一覧等の作成	ユースケース横断で整理した結果に基づいて、インタフェース仕様、データ一覧を作成した。また、連携する情報の連携形態(照会/連絡)を整理し、照会の場合に必要な、照会のキー情報を整理した。	<ul style="list-style-type: none"> ・インタフェース仕様 ・データ一覧 ・連携形態と照会キーの一覧

3-1. ユースケース別の連携データ項目案等の作成

- 8つの詳細検討対象ユースケース上に現れる連携情報について、「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」等に基づいて連携データ項目案を整理した。さらに、協力自治体にヒアリングを実施し、審査等に必要となる項目を整理した。

新No.1. 児童扶養手当の認定申請における手順の効率化



協力自治体にヒアリングを実施し、審査等に必要となる情報と項目を整理
○: 必要な情報もしくは項目

連携情報	ヒアリング結果		
	A市	B市	C市
所得証明書	○	○	○
住民票の写し	○	○	○

連携データ項目案	(c)審査に必要となる項目		
	A市: 回答	B市: 回答	C市: 回答
29 所得証明書	○	○	○
30 課税対象世帯情報	○	○	○
31 団体間共通識別番号	○	○	○
32 氏名	○	○	○
33 住居所在地	○	○	○
34 課税情報	○	○	○
35 担当年度	○	○	○
36 生控票	○	○	○
80 控除情報	○	○	○
81 控除控除額	○	○	○
82 医療費控除額	○	○	○
83 社会保険控除額	○	○	○
84 小規模企業共済掛金控除額	○	○	○
85 生命保険住民税控除額	○	○	○
87 寄付金住民税控除額	○	○	○
88 障害者控除額	○	○	○
89 高齢者控除額	○	○	○
90 福祉控除額	○	○	○
105 本人情報	○	○	○
106 本人障害区分	○	○	○
107 本人婚姻区分	○	○	○
108 本人勤労学生区分	○	○	○
109 本人未成年区分	○	○	○

連携情報案
…連携情報単位で連携先、用途、対象者等を整理

連携データ項目案
…各連携情報をデータ項目単位で整理

3-2. ユースケース別の連携データ項目等の整理

- 整理した連携データ項目案には、審査等で必要となる項目に団体間で差異があったが、必要最小限のインターフェースを定めるべく、見直し案を作成し、協力自治体に確認した上で、団体間で統一したユースケース別の連携データ項目として整理した。

審査等に必要となる項目に団体間で差異あり

必要最小限のインターフェースを定めるべく、見直し案を作成し、協力自治体に確認・精査した

連携データ項目案(詳細)のヒアリング結果

項番	連携データ	項目説明	ヒアリング結果			見直し案	見直しの考え方
			A市	B市	C市		
1	所得証明書						
2	課税対象者情報						
4	氏名		○	○	○		※1
5	賦課期日住所		○	○	○		※1
6	課税情報						
7	相当年度	賦課の対象となる年度(課税すべき年度)	○	○	○		
8	年税額						
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮
15	総合分	総合課税の対象になる所得					
24	給与所得額	税法上の給与控除額を超える特定支出控除がある場合は、その控除後の額(所得税法第二十二條、第二十八條)	○	○	○		「総所得額(No.32)」の内訳の項目のため不要と考えた。
32	総所得額	地方税法第三十二條第一項に規定する総所得金額(母子家庭自立支援給付金に係るものを除く)				○	所得の各項目(No.16~31)の代わりに、合計した額として総所得額を必要と考えた。
59	控除情報						
67	障害者控除額	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合の控除額合計	○	○ 養育者の場合に必要			障害者控除については、控除額(障害者かどうか)が判断できなかった。(No.82、83、85の項目で判断)
84	本人情報						
85	本人障害区分	本人が障害者であるかどうかの、障害であれば普通か特別かを表す区分	○	○ 本人についても必要		○	法令上(児童扶養手当法施行令※受給者(養育者)、配偶者、扶(父母)の場合は不要と考える)
86	本人寡婦区分	本人が寡婦に該当するかどうか、該当する場合は、男性か女性かを表す区分(該当するかどうかを表す区分(地方税法第三十四條第一項第八号))	○	○ 養育者は必要		○	

※1. 照会した情報の対象者自身の情報であり、対象者が正しいかどうかを確認するための項目であるため、団体間での連携情報からは除外する。(対象者情報の氏名等は、連携情報ではなく、自国

項番	連携データ	使用する項目
1	所得証明書	
2	課税対象者情報	
4	氏名	
5	賦課期日住所	
6	課税情報	
7	相当年度	○
8	年税額	
⋮	⋮	⋮
15	総合分	
24	給与所得額	
32	総所得額	○
59	控除情報	
67	障害者控除額	
84	本人情報	
85	本人障害区分	○
86	本人寡婦区分	○

必要最小限、かつ、団体間で統一された連携データ項目を整理

3-4. インタフェース仕様・データ一覧等の作成

データ一覧

- インタフェース仕様で整理した連携情報及びそれに紐付く連携データ項目について、出現回数等を整理し、「データ一覧」を作成した。

データ一覧

データ一覧		業務：個人住民税																		
No.	情報名	データ型	桁数	コード		出現回数		項目説明	ユースケース別使用項目											
				CD	コード名	最小	最大		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8				
1	所得課税証明書情報						1	1												
2	課税情報						1	1												
3	相当年度	X	4				1	1												
	年税額	S9	13				1	1												
	市区町村民税額情報						1	1												
	市区町村民税均等割額	S9	13				1	1												
	市区町村民税所得割額	S9	13				1	1												
	都道府県民税額情報						1	1												
	課税総所得額等	S9	13				1	1												
9	総合分						1	1												
10	総合分						1	1												
11	総合分						1	1												
12	総合分						1	1												
13	総合分						1	1												
14	総合分						1	1												
15	総合分						1	1												
16	総合分						1	1												
17	総合分						1	1												
18	総合分						1	1												
19	総合分						1	1												
20	総合分						1	1												
21	総合分						1	1												
22	総合分						1	1												
...

インタフェース仕様と同じ項目を記載

インタフェース仕様と同じデータ型、桁数を記載

各項目の出現回数が1回の場合は「1」、複数回の場合は「N」を記載

連携情報及び連携データ項目

データ型、桁数、コード

出現回数

ユースケース別使用する項目

4-0. 連携インタフェース機能等の検討の進め方

検討内容

団体間連携を実現するために地方自治体に必要となるシステムの全体像、情報提供ネットワークシステムとの接続機能仕様案及び団体間連携の実現を想定したトラフィック量、クラウド環境下の問題等を検討した。

進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
4-1	システム全体像の仮説の整理	番号制度等の国の検討状況、地域情報プラットフォームの内容を基に、団体間連携を実現するために、地方自治体に必要となるシステムの全体像(機能構成等)の仮説を整理した。	<ul style="list-style-type: none"> ・機能構成図(仮説) ・機能一覧(仮説)
4-2	連携インタフェース機能等の検討	システム全体像の仮説の整理で検討したシステム全体像の各機能の仕様及び連携方式について、業務プロセス案の全体考察結果を業務要件として取り込み、接続機能仕様案としてまとめた。また、団体間連携におけるシステム間のインタフェースを洗い出し、メッセージのデータ項目の整理を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・機能要件一覧 ・接続機能仕様案 ・インタフェース一覧 ・メッセージ定義
4-3	システム全体像の見直し	接続機能仕様案の詳細検討の内容、マイナンバー法案等の国の動向を踏まえて、機能構成や機能の処理内容の見直しを行い、システム全体像を最新の動向に合わせた内容として整理した。	<ul style="list-style-type: none"> ・機能構成図(見直し) ・機能一覧(見直し)
4-4	トラフィック量の考察	「課題ア」の現状業務量調査結果等を踏まえ、団体間連携実現の際にネットワークを流れるトラフィック量について考察を行った。	・トラフィック量の考察結果
4-5	クラウド環境下での利用を想定した検討	地方自治体の業務システムを情報提供ネットワークシステムに接続するにあたりクラウドを適用する場合の問題点、対応案の整理を行った。	・問題と対応案の整理結果

4-1. システム全体像の仮説の整理

- 連携インターフェース機能等に求められる機能について、大綱や情報連携基盤技術WG中間とりまとめ等の国の検討内容及び地域情報プラットフォーム標準仕様を考慮して要件の整理を行った。

社会保障・税番号大綱、情報連携基盤技術WG等の検討内容から要件を抽出

連携インターフェース機能等に求められる要件

連携インターフェース機能等に求められる機能

- ・社会保障・税番号大綱
- ・社会保障・税番号要綱

- ・中間とりまとめ(情報連携基盤技術WG)に示される4つの機能

「情報連携に必要なアクセス制御」

「アクセス記録の保存」

「情報連携対象個人情報の特定」

「様々な種類の既存システムの差異の吸収」

- ・地域情報プラットフォーム標準仕様書

- ・認証・認可機能
- ・連携確認機能

- ・ログ管理機能

- ・ID変換機能

- ・連携情報保管機能
- ・個別連携業務接続(データ送受信)機能
- ・情報提供ネットワークシステム接続機能

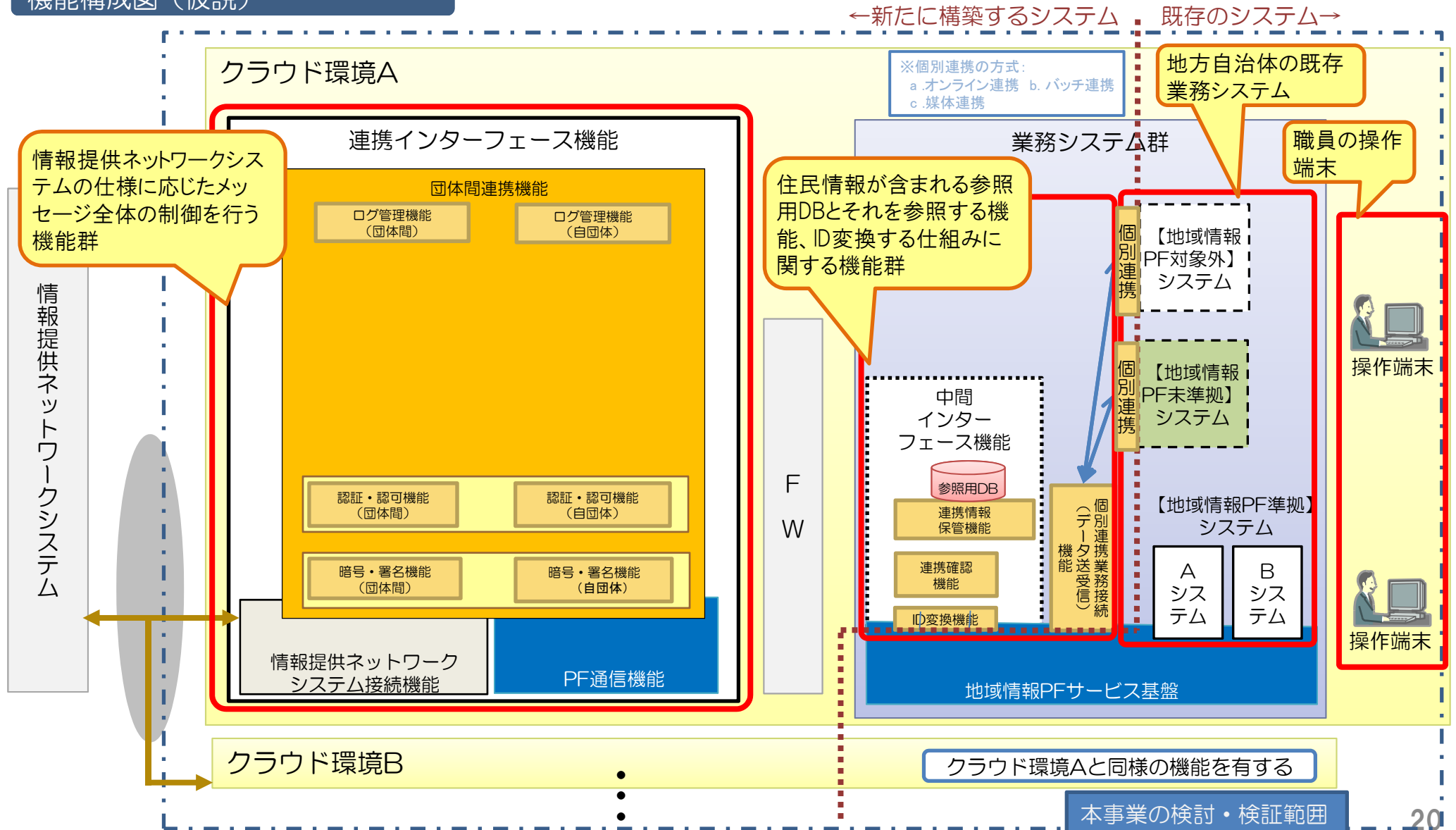
- ・暗号・署名機能
- ・PF通信機能

要件に対応する機能を定義し、必要な機能の洗い出しを実施

4-1. システム全体像の仮説の整理

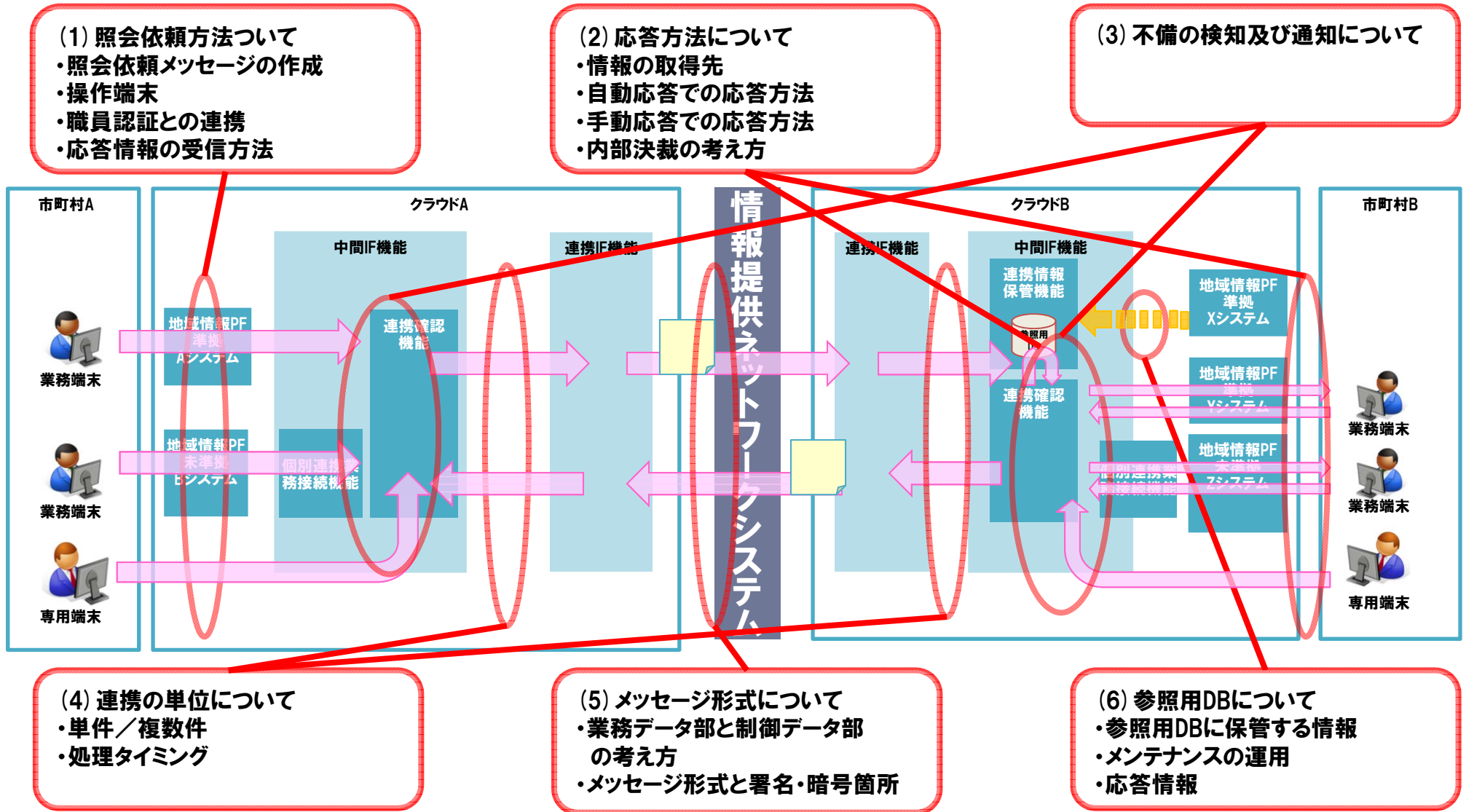
- 情報提供ネットワークシステム接続の全体像について、4つの機能ブロックを基に各機能の配置を整理し、機能構成図(仮説)としてまとめた。

機能構成図 (仮説)



4-2. 連携インターフェース機能等の検討

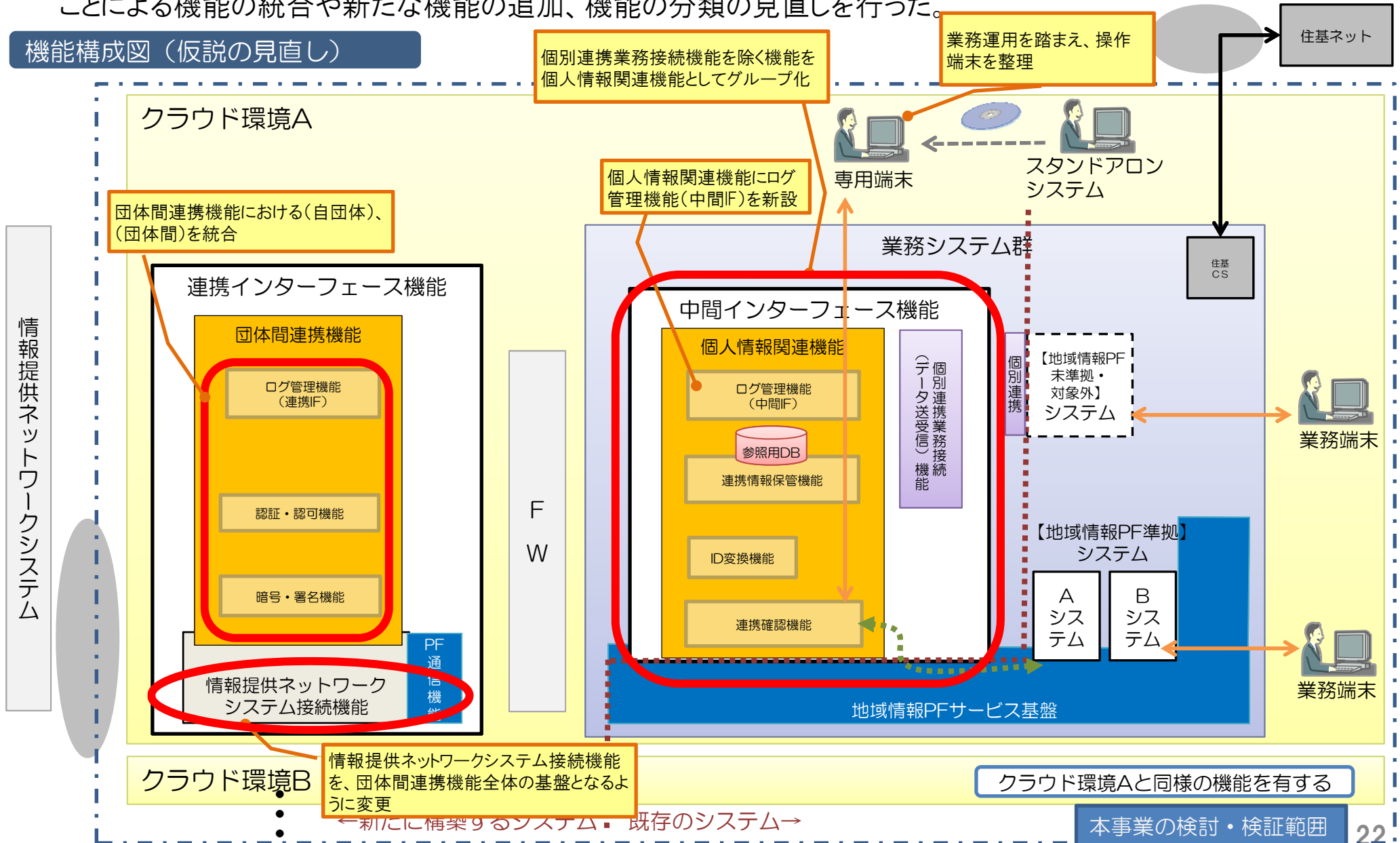
■ 団体間連携を行う際に各機能で共通して考慮すべき以下の処理について、論点を整理し、検討を行った。



4-3. システム全体像の仮説の見直し

- 接続機能仕様案の検討内容、情報提供ネットワークシステム等の検討内容を踏まえて、機能の役割を見直すことによる機能の統合や新たな機能の追加、機能の分類の見直しを行った。

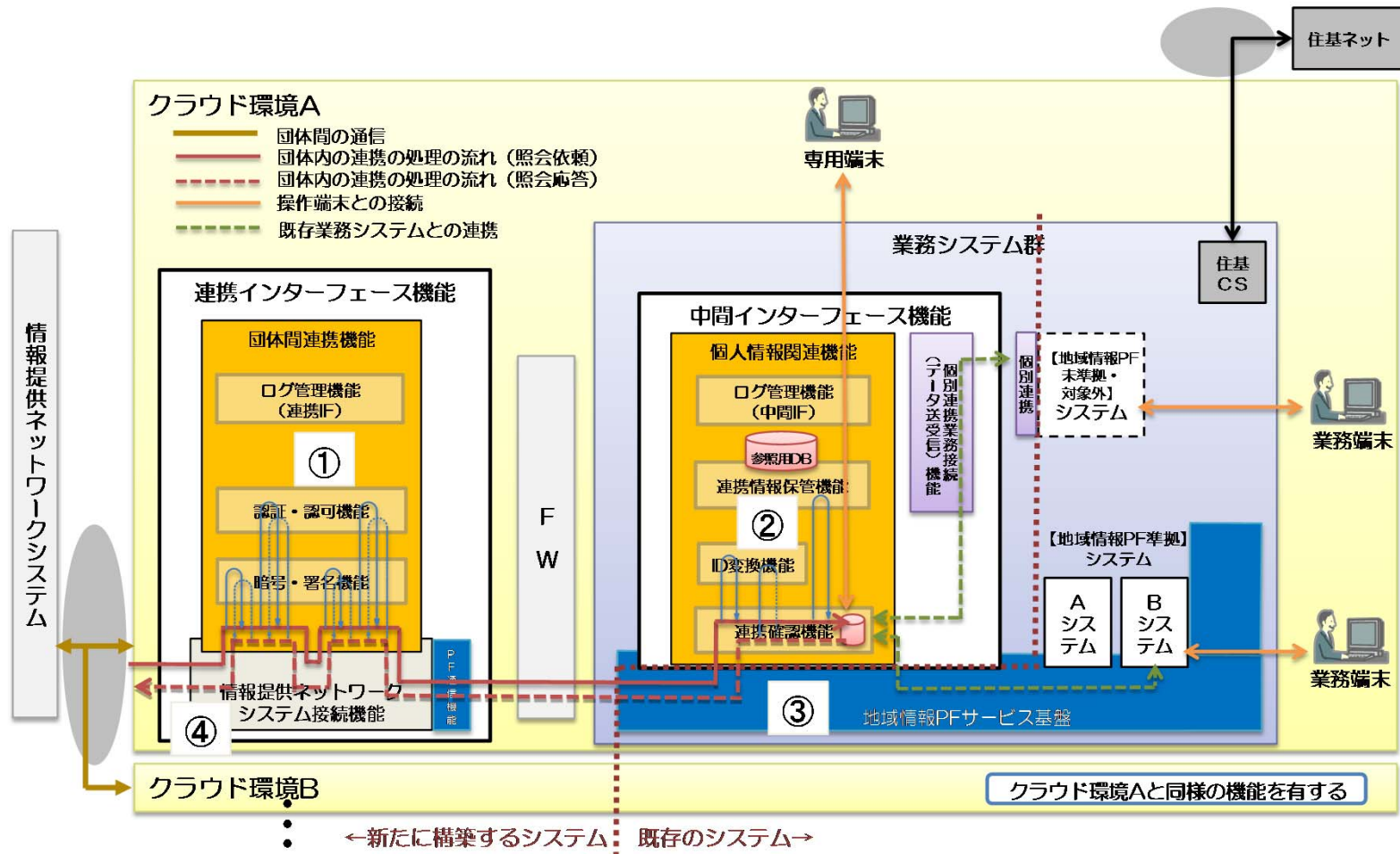
機能構成図（仮説の見直し）



4-3. システム全体像の仮説の見直し

処理の流れ（照会応答側）

- ①照会依頼メッセージ受信後、連携相手・職責等の確認、メッセージの復号、署名検証等を行った上で、中間インターフェース機能に送信。
- ②リンクコードから識別番号への変換を行い、連携情報保管機能を利用し、応答情報を取得。
- ③識別番号からリンクコードへの変換を行った上で、応答メッセージを作成し、連携インターフェース機能に送信。
- ④連携相手・職責等の確認、電子署名付与、メッセージの暗号化等を行った上で、応答メッセージを送信。



4-3. システム全体像の仮説の見直し

- 機能構成図における各機能の処理概要を以下に示す。

連携インターフェース機能

No	機能名	概要
1	情報提供ネットワークシステム接続機能	情報提供ネットワークシステム接続機能は、連携インターフェース機能が情報提供ネットワークシステムと団体間連携を行う場合の送受信機能とする。
2	PF通信機能	PF通信機能は、連携インターフェース機能が中間インターフェース機能と団体間連携を行う場合の送受信機能とする。
3	団体間連携機能	暗号・署名機能 暗号・署名機能は、自治体が団体間連携の連携データについて自治体および団体間で情報を流通させるために必要な暗号・復号、電子署名の付与・検証を行う機能とする。
4		認証・認可機能 認証・認可機能は、自治体が団体間連携の連携データについて自治体を実施すべきアクセス制御、連携相手の確認、連携の根拠法令に見合った職責の確認、マイナンバー法等に規定された範囲等の検証を行う機能とする。
5		ログ管理機能（連携IF） ログ管理機能（連携インターフェース）は、暗号・署名機能、認証・認可機能が出力する処理結果等のログを管理する機能とする。

中間インターフェース機能

No	機能名	概要
1	個人情報関連機能	連携確認機能 連携確認機能は、照会依頼の連携データを解析し、参照用DB等の情報取得に必要な情報を抽出する機能とする。団体間連携では照会依頼/応答のメッセージの作成、自動処理と手動処理およびオンライン処理とバッチ処理の制御を行い、照会依頼等の処理状況の管理及び確認を行うこととする。
2		ID変換機能 ID変換機能は、連携データに含まれるリンクコードと自団体の既存番号とを紐付け管理し、相互に変換する機能とする。
3		連携情報保管機能 連携情報保管機能は、連携確認機能等から取得した検索キー等を元に、参照用DBから住民情報等を抽出し提供する機能とする。
4		ログ管理機能（中間IF） ログ管理機能（中間IF）は、連携確認機能、ID変換機能、連携情報保管機能が出力する個人情報を含む処理結果等のログを管理する機能とする。
5	個別連携業務接続（データ送受信）機能	個別連携業務接続機能は、連携インターフェース機能が、地域情報プラットフォームに未準拠、及び、対象外の業務システムと連携する場合に、地域情報PF未準拠・対象外システムの独自仕様と地域情報プラットフォーム間の差異を変換する機能とする。

4-4. トラフィック量の考察

- 大綱のユースケースのうち、市町村が関係するユースケースを対象として、全国の市町村の合計トラフィック量を試算した。試算対象とした34のユースケースについて、連携情報ごとのトラフィック量を以下の計算式で試算した。

$$\text{連携情報ごとのトラフィック量 (KB/年間)} = \text{① 1件あたりのデータサイズ} \times \text{② 情報の対象者数} \times \text{③ 連携の件数} \times \text{④ 補正係数}$$

<値①～④の考え方>

- 値① : 1件あたりのデータサイズはユースケースごとに試算。
- 値② : 情報の対象者数は本人以外の家族の情報照会分も想定し、以下と仮定。
 <<情報の対象者数>> 6件:固定資産情報、3件:所得課税証明書情報、1件:上記以外の情報
- 値③ : 連携件数は、「課題ア」の現状業務量調査結果を基に設定。
 現状業務量調査結果に含まれないユースケースについては、以下5つのランク付けにより設定。
 <<連携件数ランク>> A:1000万件/年、B:100万件/年、C:10万件/年、D:1万件/年、E:1000件/年
- 値④ : 市町村相互で連携する情報については、市町村が照会依頼/連絡を送信する側となる場合と、受信する側となる場合、業務量が2倍となるよう補正係数を設定。

- トラフィック量が市町村の人口に比例するものと仮定し、「全国の市町村の合計トラフィック量」に人口比率を乗算し、市町村の人口規模別トラフィック量を試算した。全国の市町村の合計トラフィック量及び市町村の人口規模別トラフィック量を以下に示す。

【全国市町村の合計トラフィック量及び人口規模別トラフィック量 (単位:KB)】

全国市町村の トラフィック量の合計	1万人の市町村の トラフィック量	5万人の市町村の トラフィック量	10万人の市町村の トラフィック量	100万人の市町村の トラフィック量
9,173,538,531	716,362	3,581,809	7,163,617	71,636,172

※上記のトラフィック量は、現状業務量調査で収集した業務量等を利用して、ある一定の前提のもとに試算した結果であり、今後精査が必要である。

4-5. クラウド環境下での利用を想定した検討

検討ポイント①) 機能ブロックが分散配置されることにより生じる可能性のある問題

⇒機能ブロックを庁内とクラウド環境に分散配置した場合、機能ブロック間の連携が外部NW（LGWAN等）を介して行われることとなる。これにより、連携処理への制約やネットワーク構成に関する問題が発生するものと想定される。

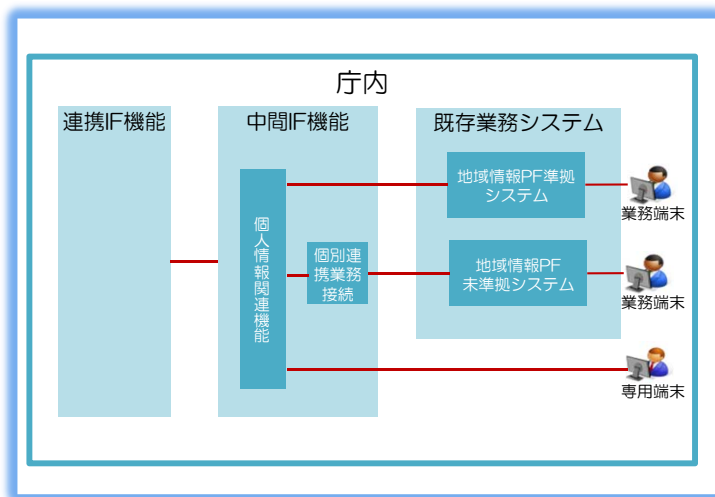
検討ポイント②) 機能ブロックをクラウド化することにより生じる可能性のある問題

⇒機能ブロックをクラウド化し、さらにその機能ブロックを複数自治体から共同利用（マルチテナント化）した場合、機能ブロックには各自治体が管理すべき機能の設定情報や住民の個人情報が含まれるため、セキュリティや運用面の問題が発生するものと想定される。

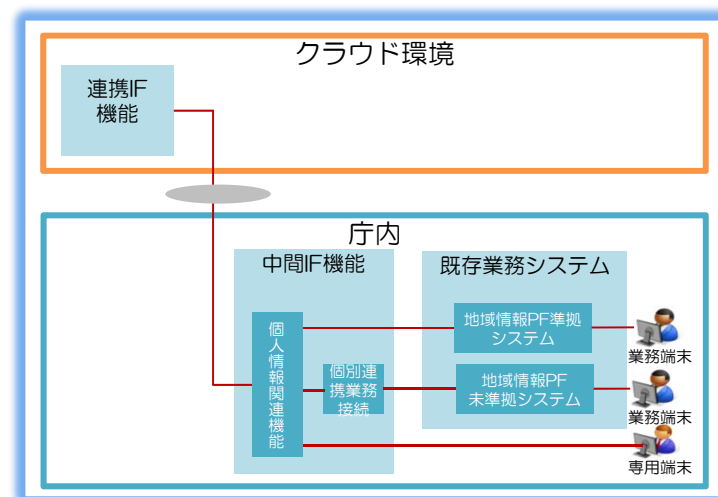
検討ポイント①) 機能ブロックが分散配置されることにより生じる可能性のある問題

機能ブロックの構成パターンは論理的に次の8つの組み合わせ

【構成パターン1】

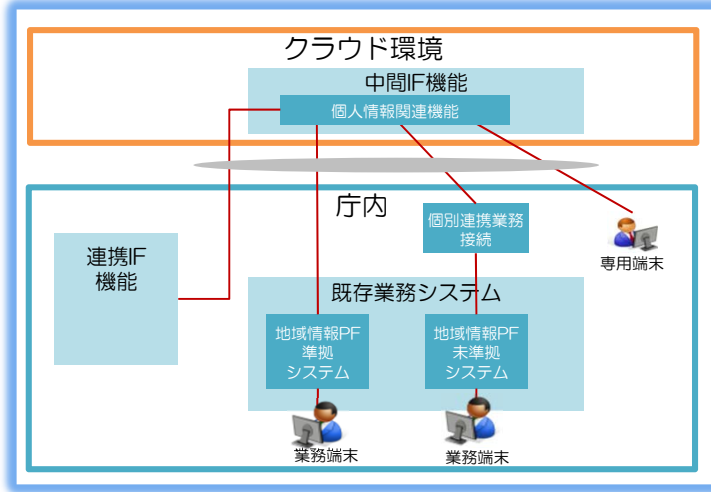


【構成パターン2】

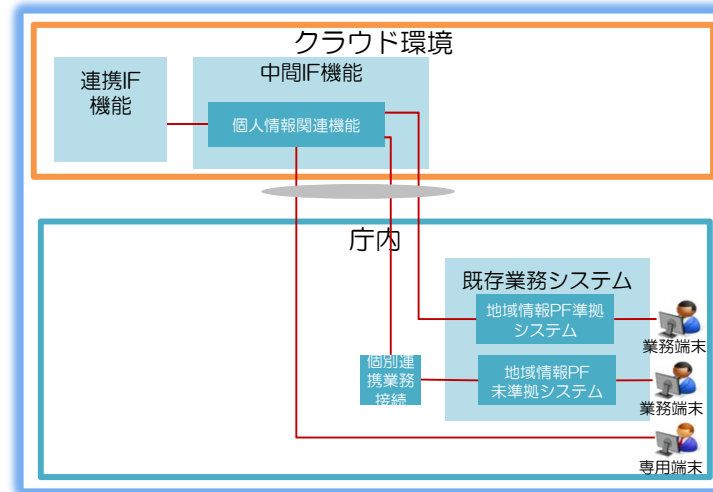


4-5. クラウド環境下での利用を想定した検討

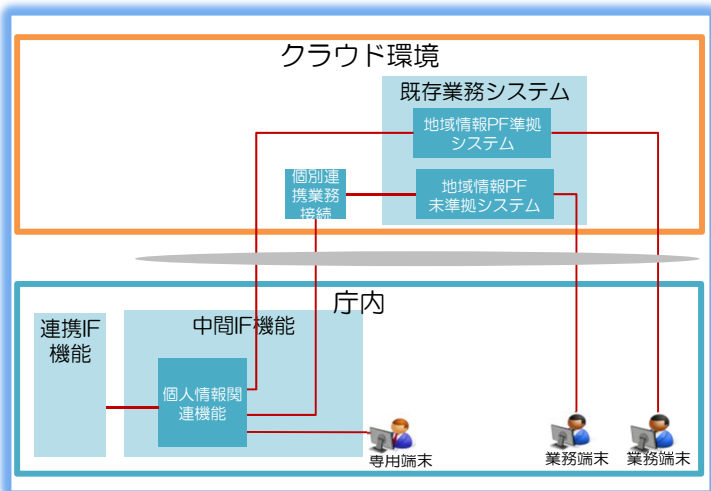
【構成パターン3】



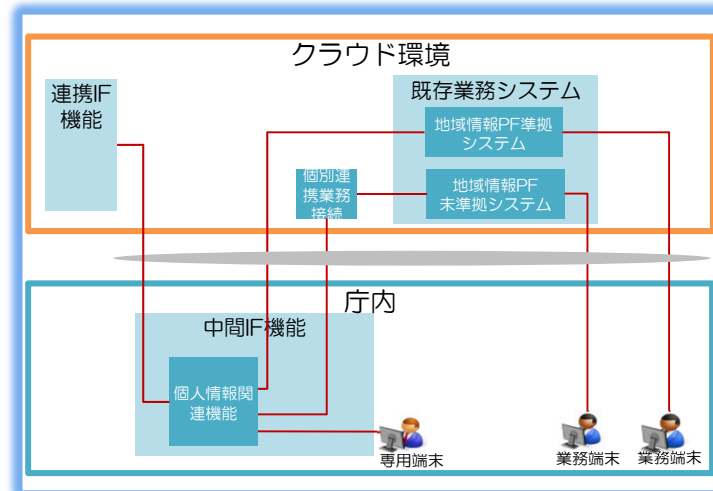
【構成パターン4】



【構成パターン5】

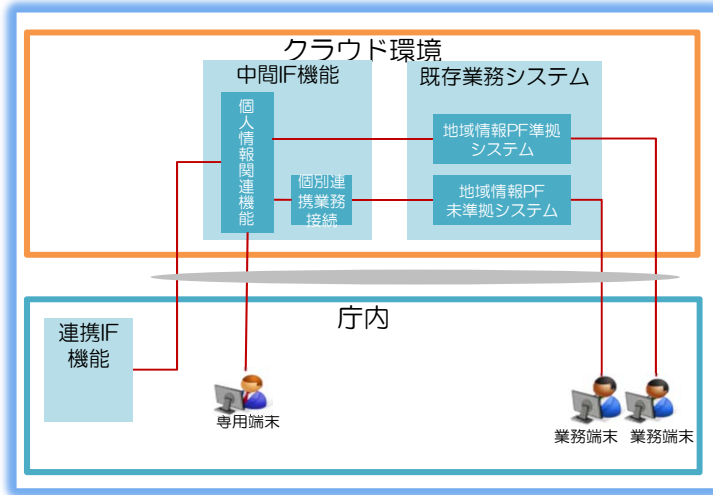


【構成パターン6】

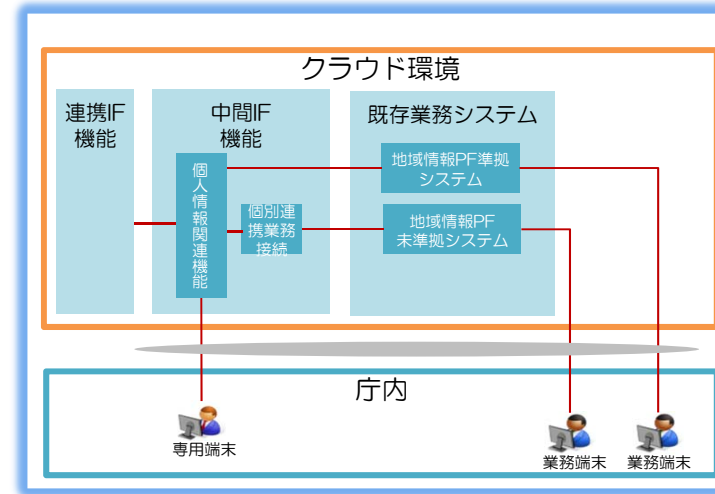


4-5. クラウド環境下での利用を想定した検討

【構成パターン7】



【構成パターン8】



問題No	生じる可能性のある問題	関係する構成パターン
1-1	【クラウド環境から庁内への通信】 クラウド環境から外部NW（LGWAN等）を経由して庁内へ送信する場合、宛先が特定できず、直接通信出来ない。	2、3、4 5、6
1-2	【クラウド環境と庁内の認証連携】 既存業務システムと中間インターフェース機能の間に、外部NW（LGWAN等）が介在する場合、既存業務システムと、中間インターフェース機能の間で認証連携することが出来ない。	3、4 5、6
1-3	【クラウド環境から統合DB又は既存業務システムへのアクセス】 クラウド環境から庁内の統合DB機能または地域情報PF準拠システムに直接アクセスできず、参照用DBの更新が行えない。	3、4
1-4	【外部NW（LGWAN等）を介した参照用DB一括更新のためのファイル転送】 外部NW（LGWAN等）では、通信プロトコルへの制約が発生することから、地域情報PF未準拠システムから参照用DBを一括登録・更新するためのファイル転送が行えない。	3、4 5、6

これらの問題に対する対応案を提示する

4-5. クラウド環境下での利用を想定した検討

検討ポイント②) 機能ブロックをクラウド化することにより生じる可能性のある問題

機能ブロックがクラウド化され、その機能ブロックが複数自治体から共同利用（マルチテナント化）される場合、機能ブロックには各自治体が管理すべき機能の設定情報や住民の個人情報が含まれるため、セキュリティや運用面に関する問題が生じるものと想定される。

機能ブロックを構成する各機能のマルチテナント化について留意すべきポイントを以下の通り整理した。

項番	機能ブロック名	機能名	保持情報	マルチテナント化についての留意事項		
				OS	AP	DB
1	連携インターフェース機能	暗号・署名機能	秘密鍵、公開鍵、証明書	①	①	—
2		認証・認可機能	チェックポリシー	—	—	—
3		ログ管理機能（連携IF）	連携IFログ（アクセス記録、監査ログ）	—	②	—
4	中間インターフェース機能	連携確認機能	メッセージ時保管情報、宛先管理、職員権限、連携方式、処理状況	—	—	③
5		ID変換機能	コード変換テーブル	—	—	③
6		連携情報保管機能	参照DB	—	—	③
7		ログ管理機能（中間IF）	中間IFログ（監査ログ、業務ログ）	—	②	—
8	個別連携業務接続機能			—	—	—
9	既存業務システム	業務システム	業務データ、統合DB	—	—	—

①暗号・署名機能

暗号・署名機能は、秘密鍵、公開鍵、証明書の情報を利用するが、これらの情報を安全に管理することが重要な課題であり、APおよびOSのマルチテナント化にあたって、この課題を解決する必要がある。

②ログ管理機能（連携インターフェース）、ログ管理機能（中間インターフェース）

APをマルチテナント化する際には、これらの情報を団体毎に分けて扱える必要がある。

③連携確認機能／ID変換機能／連携情報保管機能

連携情報保管機能は参照DB、ID変換機能はコード変換テーブル、連携確認機能はメッセージ時保管情報、宛先管理、職員権限情報等を保持しており、これらの情報には各自治体における住民情報、職員情報等が含まれるため、これらの情報の漏えい防止が重要な課題であり、DBのマルチテナント化にあたって、この課題を解決する必要がある。

5-0. 運用検証等の進め方

検討内容

「課題ア 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討」で提示した業務プロセス案の中から、協力自治体のニーズや現状業務量調査結果等を踏まえて選定したユースケースについて、運用シナリオや仮のシステムを構築し、複数の地方自治体の協力を得て、運用検証を実施した。また、団体間連携が既存のネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)を実施した。

進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
5-1	運用検証	協力自治体のニーズや現状業務量調査の結果を踏まえ、8つの詳細検討対象ユースケースの中から、運用検証の対象とするユースケースを選定した。選定した運用検証対象ユースケースについて、運用シナリオや仮のシステムを構築し、協力自治体での運用検証を実施した。	<ul style="list-style-type: none">・運用検証対象ユースケース・運用検証結果
5-2	団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)	地方自治体が団体間連携実現にLGWANを活用することを想定し、既存の情報連携に関する流通量等の検討を踏まえた上で、番号制度等による団体間連携がネットワーク環境にどのような影響を与えるかについて検討した。	<ul style="list-style-type: none">・団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)結果

5-1. 運用検証

運用検証対象ユースケースの選定(選定結果)

- 協力自治体のニーズ調査結果と現状業務量調査結果等を踏まえ、以下の2つを運用検証対象ユースケースとして選定した。

- ① 都道府県が主体となるユースケース
受付件数を比較し、以下を選定した。

◆ 新No.2生活保護の受給申請に伴う調査の効率化(都道府県で実施)

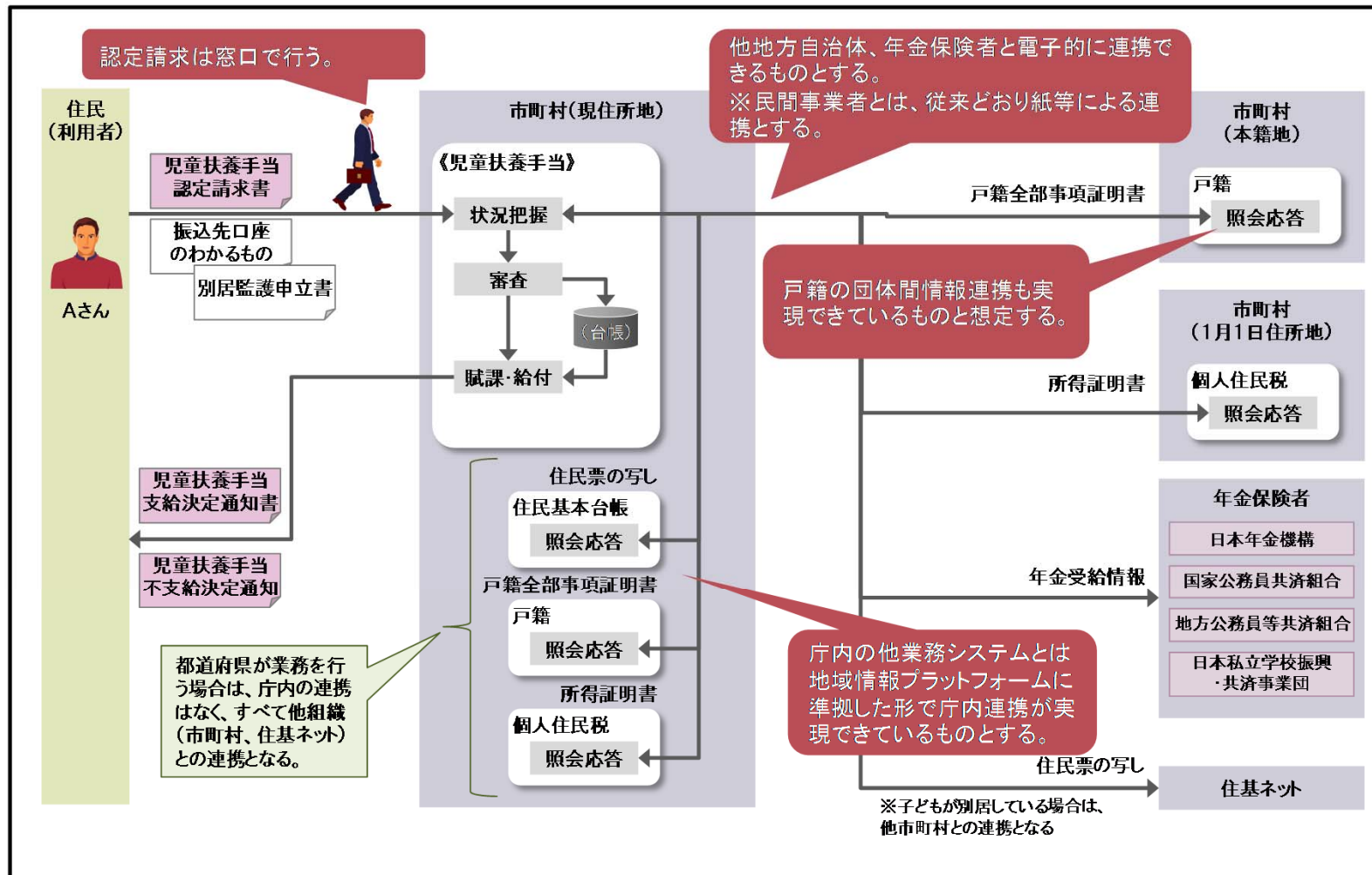
- ② 市町村が主体となるユースケース
協力自治体のニーズがより高かった以下を選定した。

◆ 新No.1児童扶養手当の認定申請における手続の効率化

5-1. 運用検証

運用検証の処理の流れと前提

- 運用検証の対象範囲である団体間連携実現時の児童扶養手当認定に関する処理の流れと前提を以下に示す。



一部、情報・データ項目に対して追加の要望はあったものの、概ね、問題ないとの結果となった。

5-2. 団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)

目的

団体間連携実現の際には、地方自治体はネットワークを利用した様々なユースケースにおける情報連携を行うことが想定ため、団体間連携時のアクセス回線への影響度に関する考察を実施した。

考察内容

「課題ウ」における、大綱のユースケースに基づく人口規模別のトラフィック量(年間合計)の算出結果を基に、低速なアクセス回線を利用している市町村を想定した場合のトラフィック量がネットワークに与える影響について、以下の2つの観点で考察することとした。なお、考察にあたっては、仮想的な市町村(100万人、10万人、5万人、1万人)を想定した。



《考察1:アクセス回線における単位時間あたりのトラフィック量の算出》
通常期、繁忙期等のケースを想定し、それぞれのケースにおけるアクセス回線の単位時間あたりのトラフィック量を試算する。



《考察2:実例を踏まえたアクセス回線への影響度の考察》
団体間連携においてLGWANを利用した場合を想定し、項番1で試算したトラフィック量を踏まえて、アクセス回線へ与える影響について考察する。

5-2. 団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)

《考察1:アクセス回線における単位時間あたりのトラフィック量の算出》

通常期、繁忙期等のケースを想定し、それぞれのケースにおけるアクセス回線の単位時間あたりのトラフィック量を試算する。

1秒あたりのトラフィック量(kbps)の試算結果を以下に示す。

通常期、繁忙期

項番	区分	全国市町村の トラフィック量の 合計	市町村A (人口100万人)	市町村B (人口10万人)	市町村C (人口5万人)	市町村D (人口1万人)	(単位)
1	年間合計	9,173,538,531	71,636,172	7,163,617	3,581,809	716,362	(KB/年間)
2	通常期		165.82	16.58	8.29	1.66	(kbps)
3	繁忙期		331.65	33.17	16.58	3.32	(kbps)

参考ケース(一斉照会)

項番	区分	全国市町村の トラフィック量の 合計	市町村A (人口100万人)	市町村B (人口10万人)	市町村C (人口5万人)	市町村D (人口1万人)	(単位)
1	1日合計	600,000,000	4,685,401	468,540	234,270	46,854	(KB/日)
2	参考ケース		1,301.50	130.15	65.07	13.02	(kbps)

※上記のトラフィック量は、現状業務量調査で収集した業務量等を利用して、ある一定の前提のもとに試算した結果であり、今後精査が必要である。

5-2. 団体間連携におけるネットワーク環境への影響度の考察(机上検証)

《考察2: 実例を踏まえたアクセス回線への影響度の考察》

団体間連携においてLGWANを利用した場合を想定し、項番1で試算したトラフィック量を踏まえて、アクセス回線へ与える影響について考察する。

LGWANの現状を考慮し、アクセス回線の速度が比較的低い、以下の4つのモデルケースを想定した。

項番	モデルケース	想定する人口	想定するアクセス回線の速度
1	市町村A	100万人	10Mbps
2	市町村B	10万人	128kbps
3	市町村C	5万人	128kbps
4	市町村D	1万人	128kbps

- 通常期・繁忙期のケース共に、アクセス回線の速度が試算した単位時間あたりのトラフィック量を大きく上回っており、データ転送における大きな問題はないと想定される。
- 参考ケースでは、一時的に、単位時間あたりのトラフィック量がアクセス回線の速度を超える場合が想定されるため、送信スケジュールの調整、再送信時のルール等の運用面の取り決めを行う必要があると考えられる。その上で、回線容量が不足することが想定される場合に回線増強等の検討が必要と考えられる。

6-0. マイナンバー法案等を考慮した業務プロセス案の見直しの進め方

検討内容

「課題ア」で策定した業務プロセス案に対し、「課題ア」から「課題エ 運用検証等の実施」までの検討において反映すべきとした事項の取り込みを行った。その後、「課題ア」から「課題エ」までの検討結果を取り込んだ業務プロセス案に対して、マイナンバー法案を考慮した見直しを行った。

進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
6-1	「課題ア」から「課題エ」までの検討結果の取込み	詳細検討対象の8つのユースケースに対し、「課題ア」から「課題エ」までの検討において、業務プロセス案に取り込むべき事項の取り込みを行った。	・業務プロセス案(課題ア～エ反映版)
6-2	マイナンバー法案のユースケース(別表第二)の整理	マイナンバー法案(別表第二)に基づき、番号制度等導入時に団体間連携を行う際の、情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報、地方自治体の関与有無等を、事務別、特定個人情報別に整理した。	・事務による整理 ・特定個人情報による整理
6-3	マイナンバー法案を考慮した業務プロセス案の見直し	業務プロセス案(課題ア～エ反映版)に対して、マイナンバー法案(別表第二)に記載された事務や特定個人情報等に基づき、見直しを行った。	・業務プロセス案(マイナンバー法案を考慮した見直し版)

6-2. マイナンバー法案のユースケース(別表第二)の整理

事務による整理

- マイナンバー法案別表第二について、「事務」を軸に、「情報照会者」、「情報提供者」、連携される「特定個人情報」を整理した。さらに、地方自治体の業務やシステムへの影響を把握するために、「情報照会者」、「情報提供者」それぞれについて、都道府県もしくは市町村が関連するか否かを整理した。

No.	項番	技番	事務	事務の関連	情報照会者					情報提供者			個人情報 (別表上の記載)	マトリックス形式で整理							
					別表上の記載	補足	自治体に該当する自治体 都道府県	自治体に該当する自治体 市町村	業務 (業務ユニット、ユニット外)	備考	別表上の記載	自治体に該当する自治体 都道府県		自治体に該当する自治体 市町村	情報番号	1	2	3	4	...	
1	1	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	×	厚生労働大臣	—	—	×	×	×	—	—	—	医療保険者(医療保険各法(健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。))により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。))又は後掲高齢市町村長	×	×	○	○	○	○	...
2	1	2	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	×	厚生労働大臣	—	—	×	×	×	—	—	—	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))又は介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの	○	○	○	○	...		
3	1	3	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	×	厚生労働大臣	—	—	×	×	×	—	—	—	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等(日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。))	×	×	×	×	×	×	...
243	116	1	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	○	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	—	—	×	×	×	—	—	—	市町村長	○	×	○	○	○	...	

6-2. マイナンバー法案のユースケース(別表第二)の整理

特定個人情報による整理

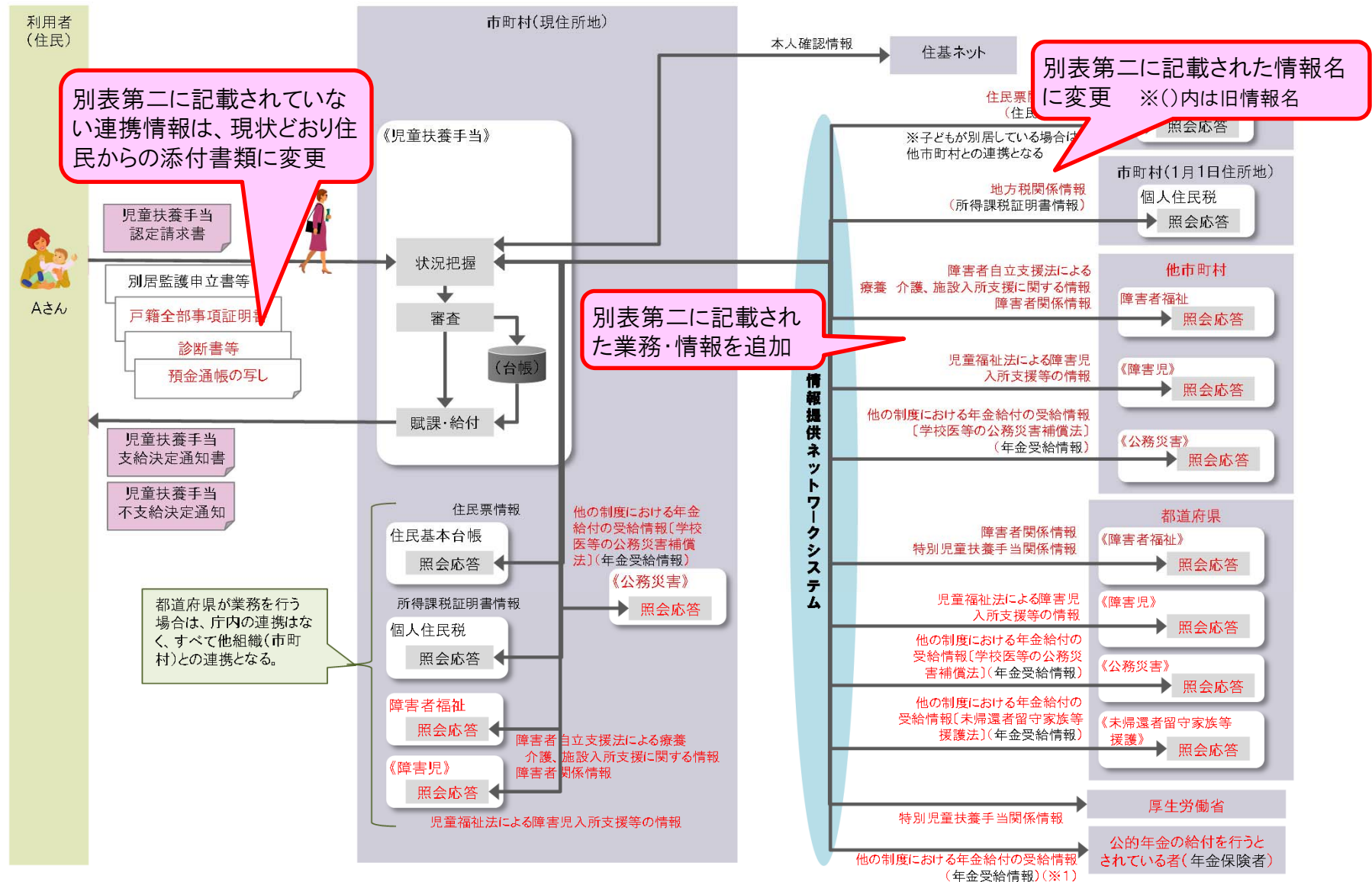
- 地方自治体のどの業務やシステムに影響があるかをより明確化するために、「特定個人情報」に記載された情報ごとに、「情報照会者」、「情報提供者」、「事務」を整理した。さらに、「情報照会者」、「情報提供者」それぞれについて、都道府県もしくは市町村が関連するか否かを整理した。

The diagram illustrates the process of organizing information from the '整理された情報' (Organized Information) section into the '別表第二の記載' (Table 2-2 Description) section. It shows how specific personal information is categorized by '情報照会者' (Information Requester), '情報提供者' (Information Provider), and '事務' (Business), and then mapped to the corresponding entries in the table.

No.	情報番号	連携情報名	整理された情報				別表第二の記載						
			別表上の記載	補足	情報照会者	情報提供者	事務	別表上の記載	補足	情報照会者	情報提供者		
1	1	住民票関係情報 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	○		市町村長	市町村	住民基本台帳	市町村長	市町村	住民基本台帳	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づき条前の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七十条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、又は介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
2	1	住民票関係情報 住民基本台帳法第七十条第四号に規定する事項	○		市町村長	市町村	住民基本台帳	市町村長	市町村	住民基本台帳	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3	1	住民票関係情報 住民基本台帳法第七十条第四号に規定する事項	○		市町村長	市町村	住民基本台帳	市町村長	市町村	住民基本台帳	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
348	70	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報	○		社会福祉協議会	社会福祉協議会		社会福祉協議会	社会福祉協議会		26	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
349	70	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報	○		社会福祉協議会	社会福祉協議会		社会福祉協議会	社会福祉協議会		88	中国残留邦人等支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
350	71	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報	×		独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金		独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金		101	特定拠出年金法による個人型年金の給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であって主務省令で定めるもの
351	71	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報	×		独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金		独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金		32	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金の被保険者に関する情報であって主務省令で定めるもの
352	72	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	×		全国健康保険協会	全国健康保険協会		全国健康保険協会	全国健康保険協会		36	厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
353	72	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	×		全国健康保険協会	全国健康保険協会		全国健康保険協会	全国健康保険協会		48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
354	72	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	×		全国健康保険協会	全国健康保険協会		全国健康保険協会	全国健康保険協会		108	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
355	73	国民年金基金の加入員に関する情報	×		国民年金基金連合会	国民年金基金連合会		国民年金基金連合会	国民年金基金連合会		50	国民年金基金法による国民年金原簿の記録又は保険料の納付委託に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金基金の加入員に関する情報であって主務省令で定めるもの

6-3. マイナンバー法案を考慮した業務プロセス案の見直し

- 詳細検討対象としたユースケースの中で、マイナンバー法案に具体的な事務として規定されており、その内容が明確になっている4つのユースケース対象として見直しを行った。



7-0. 今後に向けた課題の整理の進め方

検討内容

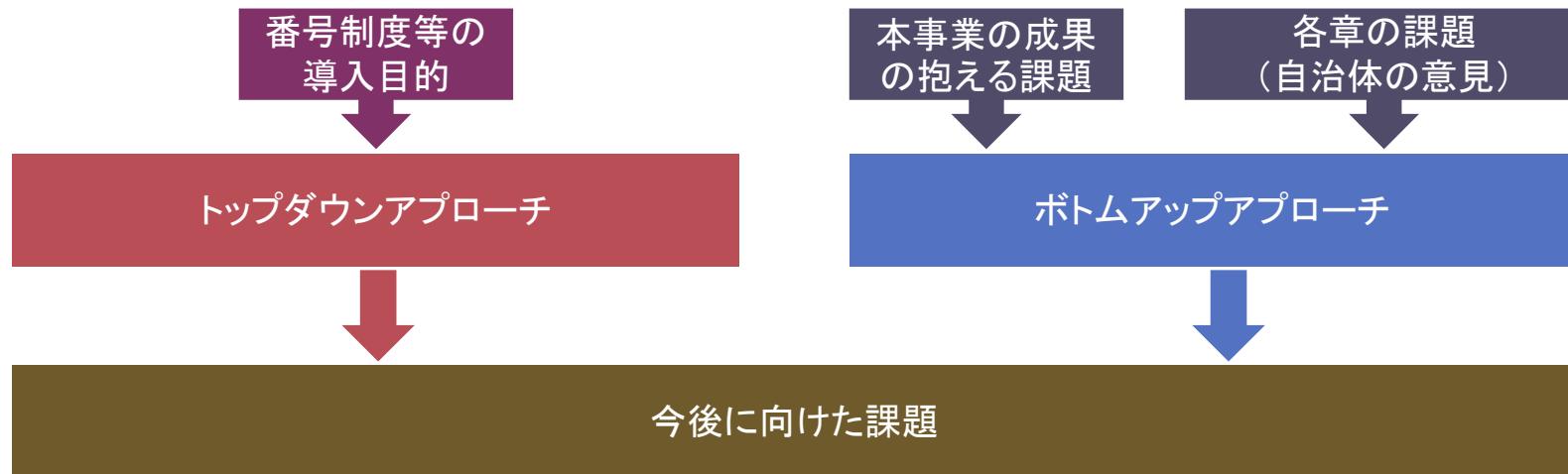
「課題ア 団体間連携に対応した業務プロセス案の検討」「課題イ 連携データ項目等の分析」「課題ウ 連携インターフェース機能等の検討」「課題エ 運用検証等の実施」でのヒアリングを通してあげられた課題等を踏まえ、団体間連携を実現するにあたって今後検討が必要となる課題の整理を行った。

進め方

項番	作業項目	作業内容	主な成果物
7-1	考え方の整理	今後検討が必要となる課題を整理するにあたり、前章までであげられた各課題の整理方法等、考え方の整理を行った。	—
7-2	本事業の成果が抱える課題の整理	本事業の成果が抱える課題(成果としての限界)について、整理を行った。	—
7-3	トップダウンアプローチによる課題の抽出	番号制度等の導入にあたって、番号制度等の導入目的を思考の起点として、課題の抽出を行った	—
7-4	ボトムアップアプローチによる課題の抽出	番号制度等導入にあたって、本事業の成果が抱える課題や協力自治体のヒアリング及び調査結果等からあげられた現場の意見を思考の起点として、課題の抽出を行った。	—
7-5	今後の課題の整理	トップダウンアプローチ及びボトムアップアプローチによる課題の抽出結果から、番号制度等導入にあたって今後検討が必要となる課題の整理を行った。	・今後に向けた課題

7-1. 考え方の整理

- 番号制度等の導入目的を思考の起点として課題を抽出する「トップダウンアプローチ」と、本事業の成果が抱える課題及び前章までであげられた課題を思考の起点として課題を抽出する「ボトムアップアプローチ」の双方を実施し、その結果を基に整理を行った。



トップダウンアプローチとボトムアップアプローチの概要と特性について以下に示す。

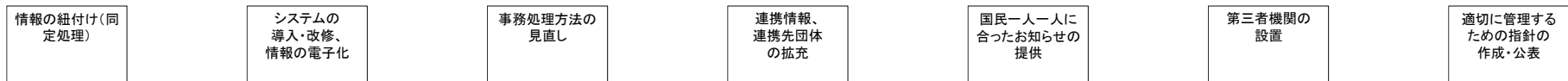
方法	トップダウンアプローチ	ボトムアップアプローチ
概要	・番号制度等の導入にあたり、番号制度等の導入目的を思考の起点として課題を導き出す方法	・協力自治体のヒアリングや調査結果等であげられた現場の意見を思考の起点として課題を導き出す方法
特性	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針(大きな流れ)に沿った結果が出せる ・全体を俯瞰した広い視点で課題抽出を行える ・内容が抽象的になりがちである 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場のニーズや想いを結果に反映できる ・実情に基づいており内容の具体化が図れる ・課題抽出の視点が狭くなりがちである

7-5. 今後の課題の整理

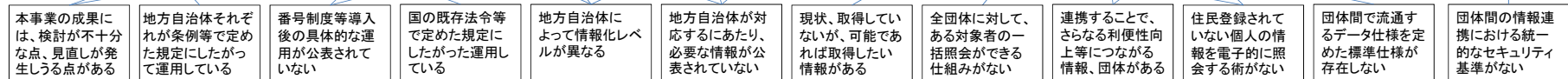
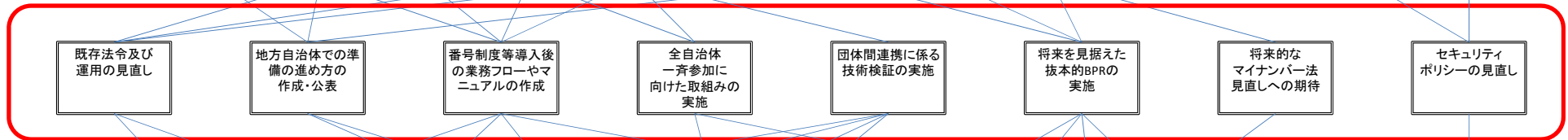
課題の整理イメージ

- トップダウンアプローチにより抽出された7個の課題及びボトムアップアプローチから抽出された12個の課題から、番号制度等導入にあたって今後検討が必要となる課題を整理した。

トップダウンアプローチから抽出された課題



今後の課題



ボトムアップアプローチから抽出された課題

7-5. 今後の課題の整理

今後に向けた課題①

▶ 既存法令及び運用の見直し

児童扶養手当のように現状の制度において到達時点を「制度上必要とされる添付書類及び申請書の記載に不備がないものとして申請書を受理した時点」としている業務等について、運用の見直しを検討する必要がある。

▶ 地方自治体での準備の進め方の作成

各地方自治体が番号制度等導入に向けた準備を周到に行えるよう、各地方自治体を実施すべき事項及びそのスケジュールを明確にし、必要な情報を適宜提供していく必要がある。

▶ 番号制度等導入後の業務フローやマニュアルの作成

番号制度等導入開始直後の現場の混乱を避けるために、イレギュラー時の運用等を踏まえて、業務フローやマニュアル等を作成する必要がある。

▶ 全地方自治体一斉参加に向けた取組みの実施

地方自治体が抱える負担やコストを軽減するためにも、全国標準的な仕様を準備するとともに、地方自治体が共通して利用するシステムについては、国が一括してアプリケーションの開発を行い、それを配布する等の取組みの検討も必要になる。

▶ 団体間連携に係る技術検証の実施

本事業では、情報提供ネットワークシステムの仕様が不明で、検討を保留した部分や十分な検討ができなかった部分も含まれている。また、団体間連携は関連する業務が多いため、地方自治体業務への影響範囲が大きく、業務システムの改修箇所も多いと考える。そのため、団体間連携の確実な実現に向けては、できるだけ早期に仕様を明確化した上で、実機を使った技術検証の実施が望まれる。

▶ セキュリティポリシーの見直し

団体間連携が開始されると、一団体のセキュリティホールが他団体にも影響を及ぼす危険があることから、関係する各団体が十分な安全性を確保し、等しくセキュリティを担保できるよう、既存のセキュリティポリシーを確認し、必要に応じて対策を講じなければならない。

7-5. 今後の課題の整理

今後に向けた課題②

▶ 将来を見据えた抜本的BPRの実施

本事業では、大綱やマイナンバー法案の記載内容を基に、平成28年7月の地方自治体での運用開始を念頭に置きながら、番号制度等導入後の業務プロセス案の検討等に取り組んできた。しかし、さらなる住民の利便性向上や行政事務の効率化を目指し、将来的には「手続のワンストップ化」等、今後あるべき業務改革の検討が望まれる。

▶ 将来的なマイナンバー法見直しへの期待

住民の利便性を向上させ、さらに行政事務を効率化するためには、「連携先や連携情報の更なる拡充」や「官民連携の実現」等も進めて検討する必要があると考える。マイナンバー法案に見直し条項(附則第6条)が含まれていることから、まずはマイナンバー制度を確実にスタートさせた上で、しかるべき時期に番号等の利用範囲が拡大されることを期待したい。

8. 本事業の主な成果

■ 本事業の主な成果を以下に示す。

■ 地域情報プラットフォームの具体的な活用方策(姿)の提示

本事業では、地域情報プラットフォームの成果について、その活用可否の検討を行い、地域情報プラットフォームがそのまま活用できるもの、一部を拡張することで活用できるもの、新たに検討が必要なもの等を整理した。また、既に詳細なレベルまで検討されている成果に基づいて連携データ項目案や接続機能仕様案を策定したことにより、地方自治体が活用できる地域情報プラットフォームの具体的な活用方策(姿)として提示した。

■ 地方自治体の番号制度等への対応に活用できる成果の提示

地方自治体においては平成28年7月に情報提供ネットワークシステムを介した団体間連携が開始される予定であるが、マイナンバー法案別表第二に記載されているように、団体間連携の対象となる業務や情報は多岐にわたるため、地方自治体は幅広い業務について、業務変更や既存業務システムの改修等の対応を行うこととなる。

本事業では、このような地方自治体の状況を考慮し、番号制度等導入後の業務がどのような姿となるかを業務プロセス案及び連携データ項目案として提示し、番号制度等導入時のシステムがどのような姿になるかを接続機能仕様案として提示した。

■ 規模等の異なるさまざまな地方自治体で活用できる成果の提示

本事業では、団体による業務やシステムの差異等に配慮し、規模等が異なる8つの協力自治体の協力を得て、ヒアリングや調査等を実施し、2つの運用検証対象ユースケースについて、団体間連携実現時の一連の業務処理を運用シナリオや仮のシステムで具体化し、運用検証を実施した。業務の運用方法やシステムの整備状況は地方自治体の規模等によって異なることが想定されるが、8つの協力自治体からの意見・指摘を踏まえながら検討を推進し、また、成果に反映させることにより、規模等の異なるさまざまな地方自治体で活用できる成果として提示した。

自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証） 実施要領

1 目的

（1） 背景

総務省の自治体クラウド推進本部『有識者懇談会とりまとめ』（平成23年6月）では、電子自治体の今後の方向性として、次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームがまとめた「次世代電子行政サービスの実現に向けたグランドデザイン」の「次世代電子行政サービス基盤」について触れ、①「次世代電子行政サービス基盤」は、これまで地域情報プラットフォーム推進事業（総務省）等による連携の取組をさらに進め、高度なワンストップサービス実現の前提となる複数の自治体クラウド間のデータ連携を可能にするものであること、②例えばSOAに基づいて構築され、ESB（公共サービス連携基盤）を活用してデータ変換連携等が可能となることにより、政府、公共サービス部門、自治体の連携による更に高度なサービスが展開できること、③さらに、個人番号、企業番号を含めてデータ連携し、行政の大きな効率化が可能となること等を示し、クラウド上での円滑なデータ連携が実現されることにより、住民本位のサービス提供の道筋が明確なる旨述べられている。

また、現在、政府においては、社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度（以下「番号制度等」という。）の導入に向けた検討が進められており、先般、番号制度等に関する制度設計の内容等今後の方向性を示す『社会保障・税番号制度大綱』（以下「大綱」という。）（平成23年6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部）が示されたところである。番号制度等は、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることの確認を行うための基盤を提供するものであり、これにより、地方自治体を含む様々な団体間の情報の連携が図られ、自治体クラウド推進本部『有識者懇談会とりまとめ』に述べられているような、住民本位の行政サービスも可能となってくる。

その際、住民生活に密接に関わる行政サービスはその多くが自治体により提供されていることから、団体間の円滑な業務データ連携を実現し住民本位の行政サービスを提供していくためには、自治体の業務や自治体の既存業務システムとの円滑な連携の実現が重要な課題となる。

(2) 目的

「自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）」（以下「委託事業」という。）は、クラウド環境上でも自治体が様々な団体との間で円滑な業務データ連携が実現できる環境を整備するため、番号制度等の検討に対応し、情報連携基盤と自治体業務システムとの円滑な業務データ連携を可能とするための、連携データ項目や連携インターフェース機能等について検討・実証を行うものである。

なお、本事業の成果は、全国の自治体等に周知等を行うとともに、政府の関連施策の検討に反映させていくものとする。

2 委託事業の概要

(1) 委託先

民間法人（法律に基づき設立された法人又は非営利法人）

(2) 事業概要

本委託事業は、1（2）の目的のもと、総務省が委託先に対して、情報連携基盤と自治体業務システムとの業務データ連携を行う場合における、自治体業務の分析・課題の抽出、連携データ項目等の分析・課題の抽出、情報連携基盤と自治体業務システムとの連携に必要な機能と実装方式等の検討、技術面や運用面における課題解決のための実証実験等を委託するものである。

また、委託事業は、特に自治体との協働で検討・実証を進めるものであり、住民や自治体のニーズ、実態等を十分に踏まえた検討を行うものである。

委託先の候補（以下「委託先候補」という。）は、総務省において、本実施要領に基づき提出された企画提案書を審査の上、選定することとなる。採択された提案については、総務省と委託先候補の間で委託契約を締結する。

総務省と委託契約を締結した委託先は、委託事業計画書に記載した計画に基づき事業を実施し、その成果物として、「成果報告書」及び「実用仕様案」を総務省に提出する。

なお、委託事業の実施に当たっては、大綱に掲げられた番号の利用事務（以下「ユースケース」という。）を主な対象として検討・実証を行うこととし、また、「地域情報プラットフォーム標準仕様書」及び総務省がこれまで行ってきた「地域情報プラットフォーム関連事業」の成果を有効に活用することとする。

(3) 検討課題

課題ア：業務の現状分析と番号制度等に対応した業務案の策定

ユースケース等について、自治体の業務プロセスの現状分析（業務フロー、業務量等）を行い、その上で、番号制度等を導入した場合の最適な業務プロセス案（番号制度等導入により発生する新たな業務も含む）をカテゴリー（共通する業務プロセスを範疇化）毎に策定。

なお、これらの作業は、規模の異なる複数の自治体にヒアリングを実施し、その内容を踏まえながら進めること。

課題イ：連携データ項目等の分析と番号制度等への対処方針案の策定

ユースケース等について、「地域情報プラットフォーム標準仕様書」の「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様」をベースに、データ項目、データフォーマット等について分析を行い、課題を抽出。その上で、番号制度等へ適切に対応していくための対処方針案を策定。

なお、この作業についても、課題アと同様、規模の異なる複数の自治体にヒアリングを実施しながら進めること。

課題ウ：連携インターフェース機能等の検討

課題ア及びイの検討並びに政府の情報連携基盤についての検討内容等を踏まえ、連携インターフェース機能（情報連携基盤と自治体業務システムとの連携に必要な機能であって、情報連携基盤との連携に必要な自治体業務システム側に装備すべき機能を含む。）及びその実装方式等を検討。

なお、検討にあたっては、論点となる項目については複数の選択肢を提示し、各選択肢のメリット、デメリットを整理しながら進めること。

また、この検討に併せて、連携インターフェース機能について、国の責任範囲と自治体の責任範囲のあり方を整理。

検討項目として、例えば、次のような項目を想定。

a) 連携インターフェース機能及びその実装方式

- ・ ID変換機能
- ・ 認証・認可機能
- ・ ログ管理機能
- ・ プロトコル変換
- ・ セキュリティ及び処理能力
- ・ 既存業務システムとの連携 等

b) クラウド環境下における特有な技術的課題

c) トラフィック量の考察

なお、これらの検討に当たっては、自治体の既存業務システムが「地域情報プラットフォーム」に準拠していない場合も含めて検討を行うこと。

課題エ： 実証実験の実施

課題ア～ウで検討した課題を実証する実験を実施。

- ① 課題アで呈示した業務プロセス案の中から自治体ニーズや業務量等を踏まえて選定したものについて、仮のシステムを構築し、運用検証を実施。運用検証を行うに当たっては複数の地方自治体の協力を得て行うものとする。
- ② 課題イ、ウで検討した内容をもとに、情報連携基盤と自治体業務システムの業務データ連携について、仮のシステムを構築し、接続実証を行う。実証を行うに当たっては、自治体業務システムについてはクラウド環境下にあるものとする。自治体クラウドのデータセンターは複数事業者のものを接続することを前提とする。接続回線は、L G W A N 環境下における接続も考慮するものとする。なお、実在する自治体クラウド対応のデータセンターの活用が困難である場合、仮想環境下においてデータセンターを構築し実証を行うことも可とする。その際の接続回線も同様とする。しかし、仮想環境下の実証を行う場合は実際のデータセンターを活用した場合と遜色がないことを証明すること。

課題オ： 課題解決策の提示

課題エの実証実験をもとに、機能、方式等を比較検討し、解決策を提示する。

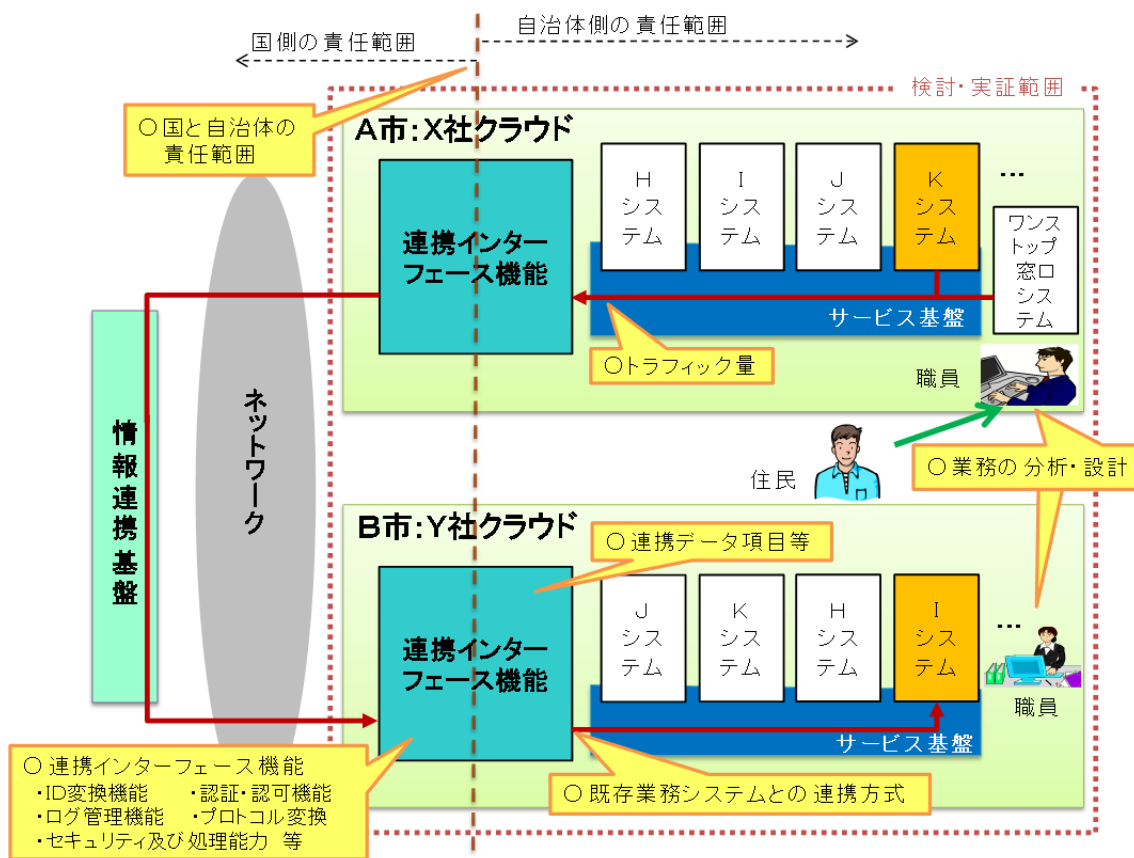


図1 検査・実証対象イメージ図

(4) 留意事項

- ① 委託事業における検査・実証については、政府における情報連携基盤の検査の動向を十分に踏まえるとともに、その検査内容との整合性を確保すること。
- ② 委託事業は、課題ア、イのヒアリングや課題エの実証実験への参画をはじめ事業全般について協力自治体等との協働で進めるものであること。なお、協力自治体は、複数の都道府県（2団体以上）及び同都道府県内市区町村（複数の人口規模の自治体（3団体以上））を想定していること（都道府県・市区町村合わせて8団体以上）※。
 ※協力自治体については、総務省で調整を行う場合がある。
- ③ 委託事業全般にわたり、総務省の指示に適切に対応すること。

(5) 委託金額

2. 1億円以内とする。

3 提案手続き

(1) 応募資格

以下の要件を満たす民間法人であること。

また、要件を満たすことを証する書類等（様式自由）を提出すること。

- ① 実証を行うにあたってクラウド環境で構築された自治体業務システムを使用できる、事業者が異なるデータセンター環境（2カ所以上）を用意できること。なお、データセンターを用いた実証が困難な場合は仮想環境下にデータセンターを構築し、実証を行うことも可能とする。なお、その場合には、実際のデータセンターを活用した場合と遜色がないことを証明すること。
- ② 2（4）の留意事項に記載したとおり、本委託事業は協力自治体等との協働で進めるものであり、フィールドとなる自治体や民間企業等との協力体制を確保できること。
- ③ 「地域情報プラットフォーム標準仕様書」を活用する事業であることから当該標準仕様書の内容を熟知したものが従事していること。
- ④ 複数団体の民間法人が連携して実施する場合、各民間法人等の役割と責任が明確に示されていること。また代表団体が定められていること。
- ⑤ 事業内容の公開が可能であること。
- ⑥ 総務省が委託を行う上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。
- ⑦ 当該事業を円滑に執行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑧ 事業の実施の効率性や機動性向上の観点から、原則、日本国内に検証拠点をもち機関であること。

(2) 企画提案書様式

別添様式1～6に従い作成し、提出するものとする。

(3) 概要説明資料

企画提案書とは別に、企画提案書の内容を説明した資料（3～5枚程度）を作成し、提出すること。

(4) その他補足説明資料

提案補足する資料があれば、A4（様式自由）で添付することができる。

(5) 提出期間

委託を希望する民間法人等は、公募開始の日から、平成23年※月※※日（※）までに提案資料一式を提出すること。

- (6) 提出部数等
正本 1部
複本 4部
提出に当たっては、CD-ROM (1枚) 等の電子媒体も併せて提出すること。

4 委託先候補の選定及び採択

- (1) 実施地域
実施地域に制限は設けない。
- (2) 選定方法
外部の有識者等を構成員とした評価会を開催し、その結果をもとに採択を決定する。なお、評価に際しては、提案者ヒアリング等を実施する場合があるとともに、必要に応じて追加資料等を要求することがある。
- (3) 選定基準
選定に当たっては、次に掲げる「全体調整要素」、「計画要素」及び「技術要素」を基準として、総合的に評価を行う。提案者は、これら要素を踏まえた企画提案書を提出すること。なお、下記の要素をすべて含まない提案については、原則として採択しないものとする。
また、下記に挙げた以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

<全体調整要素>

- ① 関連事業との相関性
 - ・ 関連する政府施策を理解し、本事業との関係を明確化すること。
- ② 協力体制
 - ・ 応募資格②の協力体制を踏まえ、自治体等との連携・協力による検討、実証実験及び評価ができる具体的な実施体制を組むことができること。
- ③ 協力自治体の多様性
 - ・ 協力自治体が人口、業務システムの状況等の点で多様となるよう配慮されていること。
- ④ プロジェクト管理
 - ・ 委託事業が実施可能なスケジュールとなっており、プロジェクト管理を適切に行うことができること。
- ⑤ 費用対効果
 - ・ 提案する事業に照らし合わせて過大な事業経費が計上されていることがなく、高い費用対効果が見込まれること。

<計画要素>

- ・ ユースケース等に対する自治体の業務・運用面における課題を規模・地域性など多角的な視点で調査し、検討できること。
- ・ 具体的かつ効果的な業務プロセス案や連携データ項目等に関する対処方針案の提案ができること。
- ・ 情報連携基盤と自治体業務システムの連携に係る実用仕様案を提案できること。

<技術要素>

- ・ 以下の①～③における技術要素についての機能要件及び技術要件を提案できること。

① 連携インターフェース機能等

(ID変換機能、認証・認可機能、ログ管理機能、プロトコル変換、セキュリティ及び処理能力、既存業務システムとの連携方式 等)

② クラウド環境下における特有な技術的課題

③ トラフィック量の考察

(4) 追加資料の提出等

委託先候補の選定は、提出された企画提案書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を依頼する。

(5) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、当該民間法人に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から企画提案書を提出した民間法人あてに通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時まで総務省と委託先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

5 委託契約

(1) 委託契約の締結

採択された事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の調整を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも企画提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

(2) 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日とする。

- (3) 契約の形態
総務省の支出負担行為担当官と民間法人代表者が委託契約を締結する。
- (4) 契約書
契約は総務省の委託契約書による。

6 委託費

- (1) 委託費の扱い
委託費は、委託契約に係る契約書及び企画提案書に定められた用途以外への使用は認めない。また、委託費は、原則として、事業終了後速やかに成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払う（特別な事情がある場合には、財務大臣協議等の所定の手続、承認を得た上で、年度途中で概算払いが認められることもある。）。
- (2) 委託費の内容
情報通信システムを稼働するために必要最低限の機器類については支出を認める。この場合、機器類については原則リース又はレンタルによるものとする。
また、情報通信システム開発等、その内容が第三者に委託し、又は請け負わせることが合理的であると認められる業務については、事業の一部を外部機関に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。

7 事業の実施

- (1) 実施体制
上記1の目的を達成するためには、委託事業の実施に際し、自治体や民間企業等の多様な主体との連携・協力体制を構築することが必要となる。このため、以下のとおり、委託先においては実証実験の体制を整備すること。

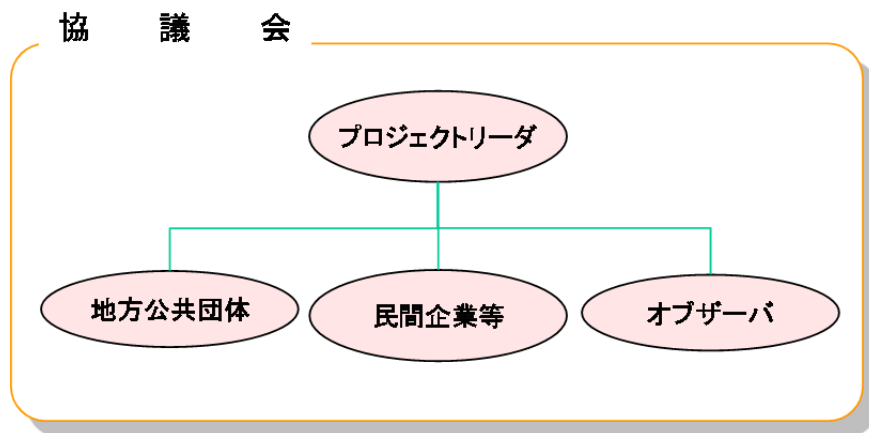


図2. 委託事業の実施体制の例

① 協議会

委託事業に関係する組織（複数の自治体や民間企業等）との連携・協力による検討・実施体制として協議会を設置することとする。

なお、自治体については、都道府県、市区町村の参加を得ることとする（複数の都道府県とその域内の市区町村の参加を得ること。）。

② プロジェクトリーダー

委託先は、委託事業の実施に際し、協議会において、全体を統括するプロジェクトリーダーを決定し、総務省に報告することとする。プロジェクトリーダーは、委託事業の進捗管理等全体を統括し、総務省の求めに応じて随時説明を行うこととする。

さらに、プロジェクトリーダーは、総務省の求めに応じて、成果の普及促進に必要な措置に協力することとする。

③ オブザーバ

委託事業の実施に必要な知見等を有する者（学識経験者等）をオブザーバとして設置することとする。

(2) 委託事業終了後の残存資産の扱い

委託事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と委託先が別途協議してその扱いを決定することとする。

8 成果報告

委託先は、委託を受けた期間の属する年度の3月末日までに、別に定める様式に基づき、以下の成果物を総務省に提出しなければならない。提出した成果物に係る知的財産権等の権利はすべて総務省に帰属するものとする。

- ・ 成果報告書
事業内容、検証項目、検証方法、明確化された課題、課題への解決策を含む報告書
- ・ 実用仕様案
実証実験を元に明確になった技術的要件を含む仕様案

9 スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成23年8月頃	外部評価の実施
8月頃	委託先候補の決定
9月頃	契約条件の調整を行い、委託契約を締結
平成24年3月	成果報告等

10 その他

委託事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

11 実施要領に関する提出先・問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 地方情報化推進室 地域整備係
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
中央合同庁舎第2号館
電話：03-5253-5819
FAX：03-5253-5759

委託対象経費の範囲

大項目	中項目	説明	具体例
I. 物品費	1. 備品費	委託研究業務の遂行に必要な物品（使用可能期間が1年以上のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。	・リースレンタルが不可能な機器装置の購入費 ・購入した機械装置と一体あるいは付属として組み込まれているソフトウェア
	2. 消耗品費	委託研究業務の遂行に必要な物品（使用可能期間が1年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。	・事務用品（委託事業にのみ特化して使用するもの）
	3. 保守費	委託研究業務の遂行に必要な機器等の保守（機能の維持管理等）に係る消耗品費、人件費、旅費・交通費及びその他の必要な経費（ただし、I-2、II及びIIIの1～2に含まれるものを除く）、外注を必要とした場合はそれに要する経費。	
	4. 改造修理費	委託研究業務の遂行に必要な機器等の改造、修繕に係る消耗品費、人件費、旅費・交通費及びその他の必要な経費（ただし、I-2、II及びIIIの1～2に含まれるものを除く）、外注を必要とする場合は、それに要する経費。	
	5. リース・レンタル費	委託研究業務の遂行に必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費。	
II. 人件費	1. 実証員費	委託事業で用いるシステムの企画・設計・実証実験・評価に従事する人件費（ただし、Iに含まれるものを除く。）	
	2. 実証補助員費		
III. その他経費	1. 光熱水費	委託業務の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。通信回線の月々の使用料等もこの項に含める。	・回線費 ・郵送料等
	2. 旅費・交通費	実証員が委託業務を遂行するために特に必要とする旅費（交通費、日当、宿泊費）、学会参加費等であって、研究員の所属機関の旅費規程等により算定される経費。	
	3. 設備施設料	委託業務の遂行に必要な設備、施設の使用等に要する経費。	
	4. 協議会経費	委託業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための協議会開催、運営に要する委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。	・協議会出席のための委員の旅費等
	5. 協議会調査費	協議会のメンバーが委託業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の収集のため、国内あるいは海外において調査に要する経費で、旅費（交通費、日当、宿泊費）、その他の経費。	
	6. 報告書作成費	成果報告書の印刷・製本に要する経費。	・契約に基づいて総務省に提出する、成果報告書等の作成のための経費
	7. その他特別費	以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費。	・委託事業の遂行に直接必要なソフトウェアに関しライセンス契約を締結して限定使用する使用料 ・業務請負費（プログラム外注など）
IV. 一般管理費		I～IVの直接経費に一般管理費率を乗じた額を上限。I～IVの直接経費に一般管理費率を乗じた額を上限。	